

経営事項審査申請要領

(令和8年3月現在)

令和7年度

兵 庫 県

目 次

ページ内に「目次参照」と表記されている項目は以下の目次項目に該当しますので
右端のページにお進みください

1	経営事項審査とは	1
2	経営事項審査（経営状況分析、経営規模等評価、総合評定値）の流れ	1
3	審査項目	2
4	経営事項審査における留意点	3
5	知事許可業者に係る経営事項審査	4
6	再審査の申立	5
7	経営事項審査関係書類の保存	5
8	経営事項審査の結果の公表	5
9	申請書類	6
10	経営事項審査申請に必要な提示（提出）書類	7
11	審査手数料	15
12	国土交通大臣許可業者に係る経営事項審査申請等	16

記載要領

1	経営規模等評価申請書〔20001 帳票〕	18
	経営規模等評価再審査申立書	
	総合評定値請求書	
2	工事種別完成工事高〔20002 帳票〕	24
	工事種別元請完成工事高	
3	その他の審査項目（社会性等）〔20004 帳票〕	36
4	技術職員名簿〔20005 帳票〕	39
5	審査基準日以前6か月を超える日の考え方、再生・更生のイメージ図	41
6	建設機械の保有状況一覧表（兵庫県様式第1号）	42
	経営事項審査該当建設機械の種類について	
7	技術職員名簿付表（兵庫県様式第2号）	46
8	技術職員資格区分コード表（建設業法施行規則別表四）	48
	外国建設業者における技術職員資格区分コード表（建設業法施行規則別表五）	
	技術職員資格区分コード（099）に該当するもの	
9	工事経歴書（様式第二号）	55

その他

10	特殊事例（法人成り・代替わり）	57
11	工事種別完成工事高付表（様式第1号）	61
	経理処理の適正を確認した旨の書類（様式第2号）	
	継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿（様式第3号）	
	C P D単位を取得した技術者名簿（様式第4号）	
	技能者名簿（様式第5号）	
	建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書（様式第6号）	
12	登録経営状況分析機関一覧	70
13	申請窓口一覧（所管土木事務所）	71

1 経営事項審査とは

- (1) 経営事項審査は、公共性のある施設又は工作物に関する建設工事（ただし、工事1件の請負代金の額が、建築一式工事にあつては1,500万円未満、その他の工事にあつては500万円未満である等いわゆる軽微な建設工事（建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第1条の2）を除く。以下「公共工事」という。）を国、県その他の地方公共団体等の発注者（以下「発注機関」という。）から直接請け負おうとする建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けた者）が必ず受けなければならない審査です。
- (2) 公共工事の各発注機関は、公共工事の入札に参加しようとする建設業者について、あらかじめ資格審査を行い、欠格要件に該当しないかどうかを審査した上で、客観的事項と主観的事項の審査結果を点数化し、順位付け、格付けを行うこととしています。
- (3) 資格審査のうち、客観的事項の審査が、建設業法に定める経営事項審査です。
なお、経営事項審査は、「経営状況」と「経営規模、技術的能力その他の客観的事項（以下「経営規模等評価」という。）」について数値により評価します。

2 経営事項審査（経営状況分析、経営規模等評価、総合評定値）の流れ

(1) 経営状況分析（Y）

国土交通大臣の登録を受けた登録経営状況分析機関が、自らの責任において経営状況に関する審査を行い、経営状況分析結果通知書を申請者に交付します（『登録経営状況分析機関一覧』については、目次から該当するページを参照ください。）。

(2) 経営規模等評価（X、Z、W）

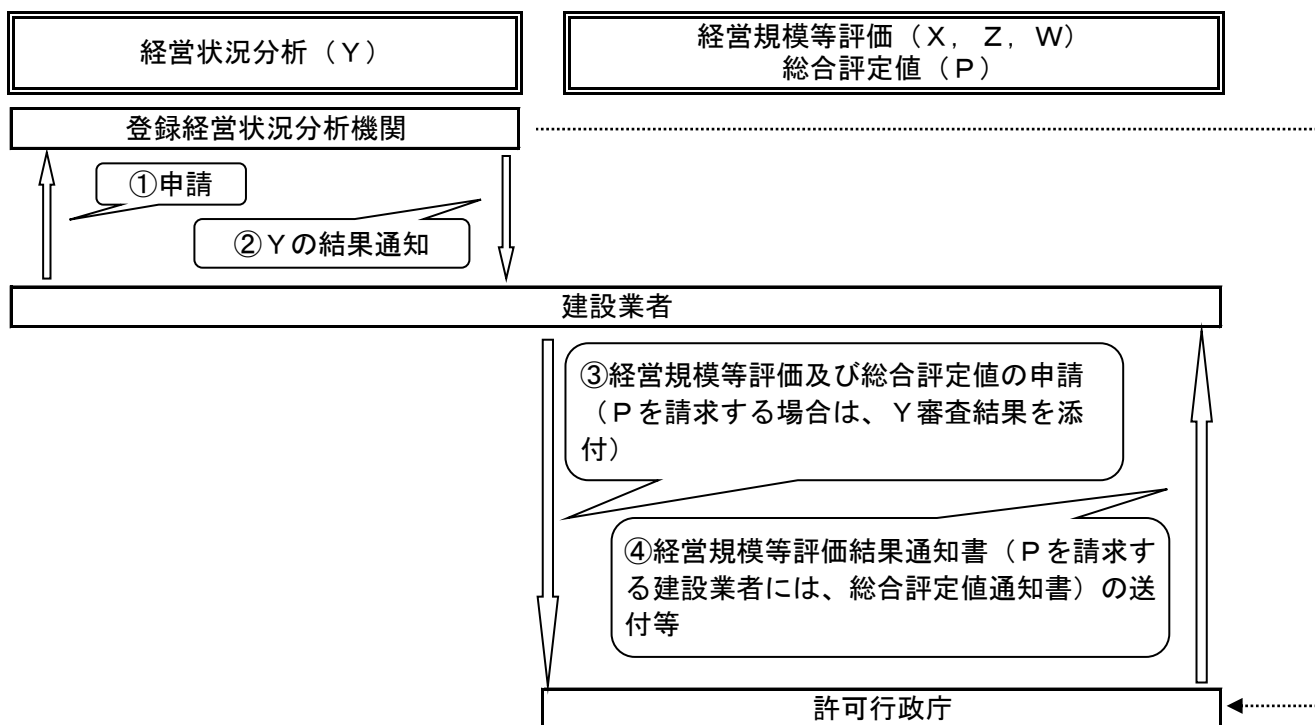
許可行政庁が、経営規模、技術力、社会性等に関する審査を行い、経営規模等評価結果通知書を申請者に交付します。

(3) 総合評定値（P）

総合評定値は、許可行政庁による経営事項審査の対象から切り離されており、経営規模等評価の申請時に、建設業者が経営状況分析結果通知書を添付して請求しなければ、当然には通知されません。

一方、ほとんどの発注機関の入札参加資格審査申請や入札参加においては、総合評定値の提出が求められますので、入札参加等をしようとする建設業者の方は、総合評定値の請求をしておくことをお勧めします。

《事務手続の流れ》



※▶

登録経営状況分析機関から許可行政庁へ報告基準に該当する企業の情報を通知。
(平成23年1月1日 虚偽申請防止対策の強化)

3 審査項目

(1) 経営事項審査は、次の項目について行われます。

項目区分		審査項目	
経営規模	X1	工事種類別年間平均完成工事高の評点	工事種類別年間平均完成工事高
	X2	自己資本額及び利益額の評点	自己資本額 利払前税引前償却前利益
経営状況	Y	経営状況の評点	純支払利息比率 負債回転期間 総資本売上総利益率 売上高経常利益率 自己資本対固定資産比率 自己資本比率 営業キャッシュ・フローの額 利益剰余金の額
技術力	Z	技術力の評点	工事種類別技術職員数 工事種類別年間平均元請完成工事高
その他の審査項目 (社会性等)	W	その他の審査項目(社会性等)の評点	建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況 建設業の営業継続の状況 防災活動への貢献の状況 法令遵守の状況 建設業の経理の状況 研究開発の状況 建設機械の保有状況 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録状況
総合評定値	P	$0.25X1+0.15X2+0.2Y+0.25Z+0.15W$	

(2) 結果通知

経営状況分析及び経営規模等評価の結果は、上記の各審査項目のそれぞれの数値を一定の基準（国土交通大臣が中央建設業審議会の意見を聴いて定める基準）により評点で表わされ、経営状況分析結果通知書は登録経営状況分析機関から、経営規模等評価結果通知書は許可行政庁から、それぞれ通知されます。

(3) 総合評定値

総合評定値は、申請者から請求があった場合に、許可行政庁が、経営状況分析及び経営規模等評価の結果を基に算出し、通知することとなります。

(4) 激変緩和措置

ア 評点の激変緩和措置として、下記の①、②については申請者がそれぞれの状況に応じて自由に選択することができます。ただし、工事種類（業種）毎に異なるパターンを選択することはできません。

① 工事種類別完成工事高について、2年平均又は3年平均

② 自己資本額について、基準決算又は2期平均

イ なお、一度選択したパターン及び申請業種（許可の業種追加を除く。）は、次の審査基準日（決算日）※が到来するまで変更することはできません。

※審査基準日(決算日)

経営事項審査は、一部の例外を除き、経営事項審査の申請をする日の直前の事業年度の終了の日(決算日。以下「審査基準日」という。)を基準に審査を行います。新設法人の場合は法人設立日、新規に事業を開始した個人事業主の場合は創業の日が審査基準日となります。

したがって、申請時に既に審査基準日を迎えている場合、それより前の審査基準日では審査を受けることができませんので、ご注意ください。

●合併等における経営事項審査

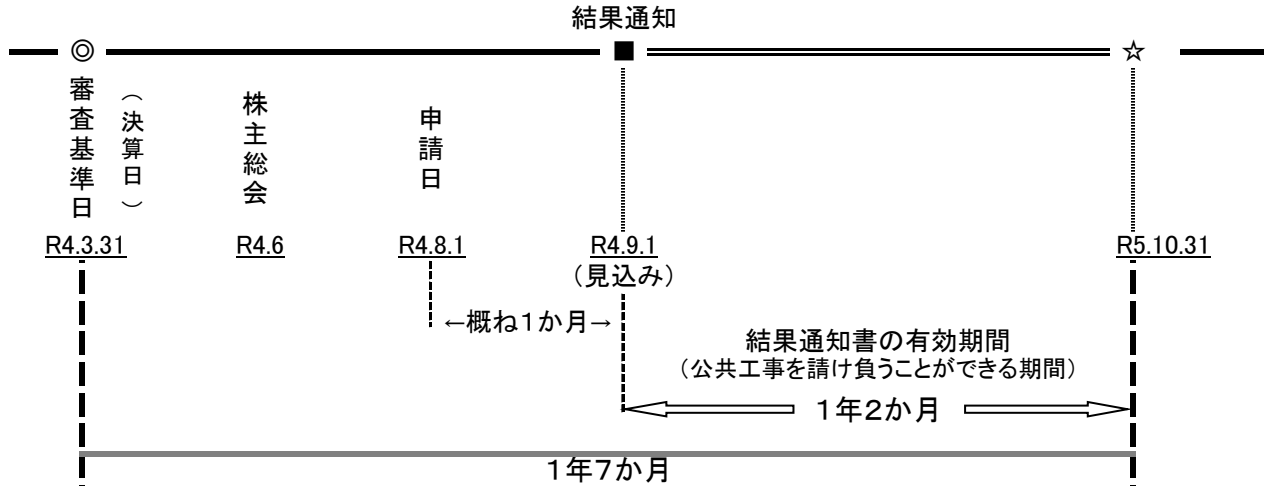
建設会社が合併した場合の経営事項審査は、合併後の会社の実態に即した評価を可能とするため、合併後最初の事業年度の終了の日を待たずに、合併期日や合併登記の日を審査基準日として審査を受けることができます。

4 経営事項審査における留意点

(1) 経営事項審査の有効期間

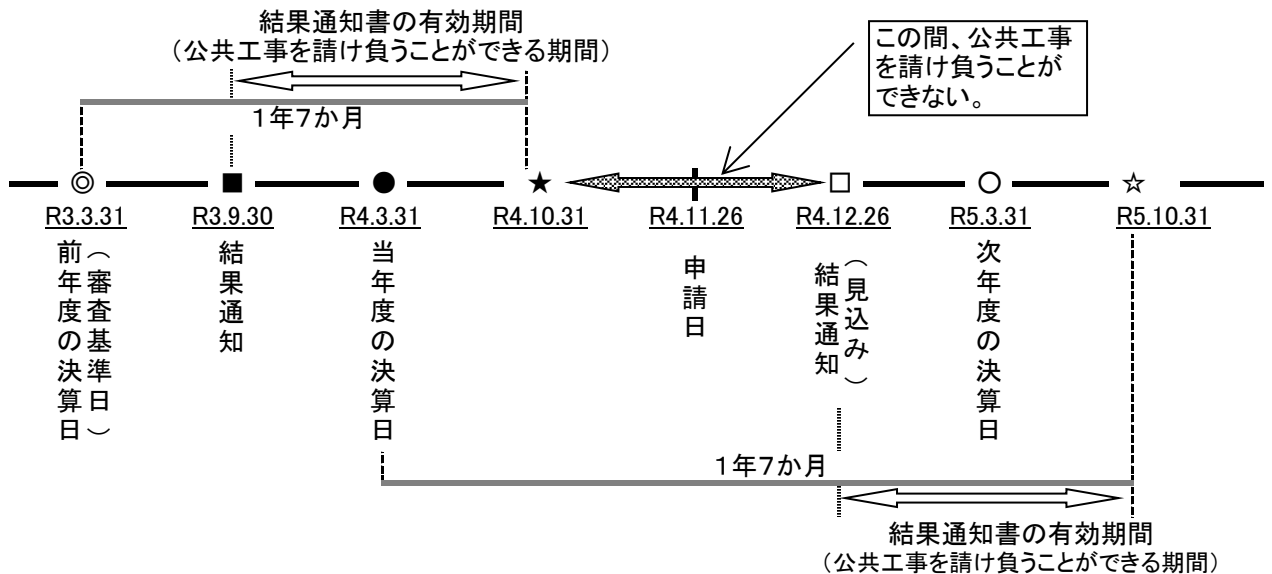
- ア 経営状況分析及び経営規模等評価の結果通知書の有効期間は、それぞれの通知書の通知日や受け取った日付に関係なく、審査基準日（決算日）から起算して1年7か月となっています。
- イ 一方、発注機関と直接公共工事の請負契約を締結するには、契約締結日前1年7か月以内の日を審査基準日とする経営事項審査を受けていなければなりません。
即ち、公共工事を請け負うことができる期間は、審査基準日から1年7か月以内の間となります（「入札参加資格者名簿」の有効期間とは関係ありません。）。

《 経営事項審査の有効期間 》



(2) 毎年の受審（決算確定後、速やかな申請・請求）

- ア 経営事項審査を前年度に受けていても、次年度の経営事項審査の申請が遅れた場合等には、前年度の経営事項審査の審査基準日である決算日から1年7か月を経過するまでに次年度の経営事項審査の結果通知書を受け取ることができず、その結果、通知書を受け取るまでの間（スキマの期間）は、公共工事を請け負うことができなくなる事態が発生することとなります。



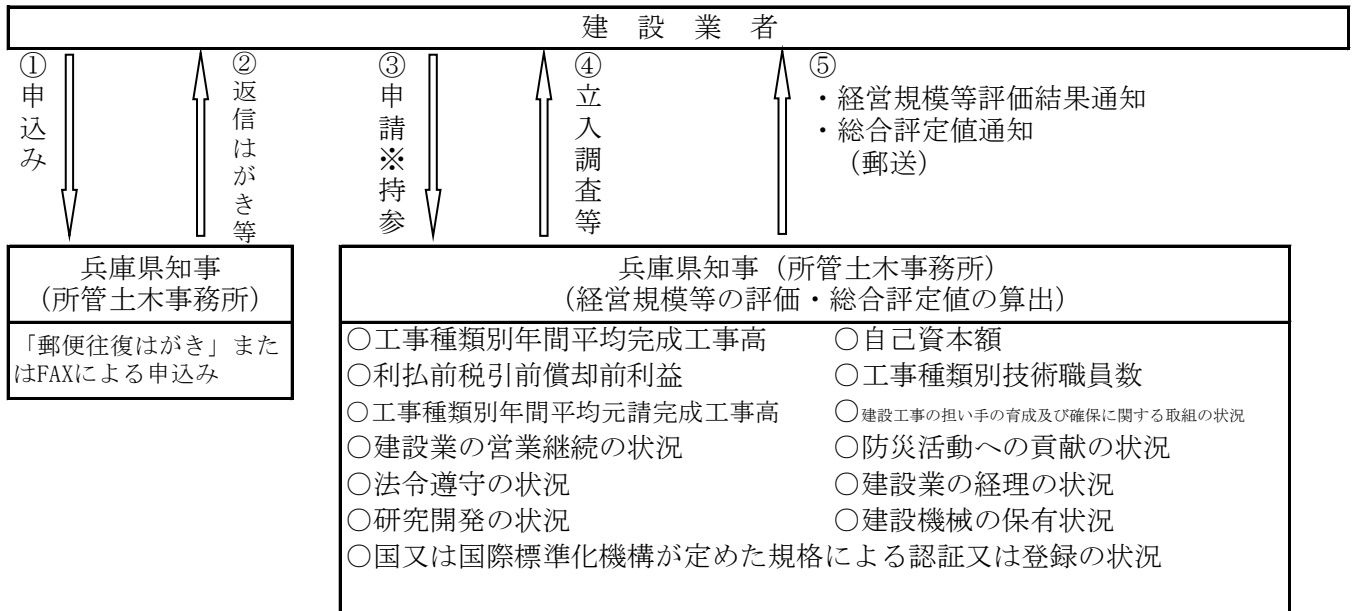
- イ したがって、公共工事を発注機関から直接請け負おうとする建設業者は、有効期間が切れ目なく継続するよう、毎事業年度経過後、速やかに経営事項審査を受けておく必要があります。

- ウ また、申請から審査終了までの時間的余裕を十分見込んだ上で、早めに手続をするようにしてください。

5 知事許可業者に係る経営事項審査

- (1) 知事許可業者は、許可行政庁（主たる営業所の所在地を管轄する土木事務所。以下この項では「所管土木事務所」という。）の経営事項審査指定日（以下「審査日」という。）に、提出書類（下記「9 申請書類」）のほか、必要な提示書類（下記「10 経営事項審査申請に必要な提示（提出）書類」）を持参の上、経営事項審査を受けてください。
（『所管土木事務所』については、目次参照）。
- (2) また、審査の過程において、申請内容に疑義が生じた場合等には、必要に応じて関係書類の提出を求めたり、営業所への立入調査等を実施することがありますので、ご協力ください。
- (3) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（知事許可業者）は、提出書類等に訂正等がある場合を除き、審査日から概ね1か月後の発送となります。

《経営事項審査（経営規模等評価、総合評定値）の流れ（兵庫県知事許可業者）》



① 申込み（審査日の予約）

建設業者（以下「申請者」という。）は、「郵便往復はがき」または「FAX」で所管土木事務所にて経営事項審査の申請等を申し込みます（審査日の予約）。

また、決算書の調整期間を考慮して、毎事業年度経過後2か月以内を目処として申込みをしてください。

② 経営事項審査指定日の通知

所管土木事務所は、申請者に審査日を郵便往復はがきでの申請の場合は「返信はがき」で、FAXでの申請の場合も後日FAX等で通知をします。

なお、審査日については、申込み状況によっては希望に添えないことがありますので、あらかじめご了承ください。

また、審査指定日に受審できない場合は、速やかに所管土木事務所まで申し出てください。

③ 申請（経営事項審査の受審）

申請者は、審査指定日に提出書類及び必要な提示書類を持参の上、審査を受けてください。

④ 立入調査等

審査過程で、申請内容に疑義が生じた場合等には、必要に応じて関係書類の提出を求めたり、営業所への立入調査等を実施することがあります。

⑤ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の送付

経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書は、提出書類等に訂正等がある場合を除き、審査日から概ね1か月後となります。

「郵便往復はがき」及び「FAX」の記載例
【郵便往復はがき】

往信(表)	返信(裏)				
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 〒 □□□□-□□□□ </div> <p>〇〇市〇〇町〇丁目〇〇 〇〇土木事務所 〇〇課 行 (経営事項審査 申込)</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">審査指定日通知票</p> <p>1 審査指定日時 令和 年 月 日() 午前 時 分 午後 時 分</p> <p>2 審査会場</p> <p>3 提出部数及び持参書類 経営事項審査申請要領参照</p> <p>4 その他 やむを得ず審査指定日を変更する 場合は、事前に審査担当課に相談 してください。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p style="text-align: center;">行政庁使用欄</p> </div>				
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 〒 □□□□-□□□□ </div> <p>申請者又は委任を受けた 行政書士の 郵便番号 住所 商号又は名称 代表者名 (行政書士名) 気付 □□□□ (申請者の所在地とはがきの 返送先が違う場合に記入)</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>1 許可番号 知事(般・特-)第 号</p> <p>2 商号又は名称</p> <p>3 法人・個人(どちらかに○)</p> <p>4 申請者の所在地 〒 - 兵庫県</p> <p>5 担当者又は代理人(行政書士) 所属、氏名、TEL、FAX</p> <p>6 審査基準日(決算日) 令和 年 月 日</p> <p>7 技術職員名簿に記載する総人数 ()人</p> <p>8 建設機械の保有状況 ()台</p> <p>9 経営状況分析の申請日 (予定日含む) 令和 年 月 日</p> <p>10 審査希望時期 年 月(上旬・中旬・下旬)</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p style="text-align: center;">行政庁使用欄</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">受付印</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">審査指定日</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">送付日</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">その他</td> </tr> </table> </div>	受付印	審査指定日	送付日	その他
受付印	審査指定日	送付日	その他		

【FAX】

- ① FAXによる申込の場合、記載する内容は上記郵便往復はがきの往信(裏)と同様です。
- ② 申込用FAX様式は県ホームページに貼付していますので、本社(本店)営業所管轄の土木事務所様式をダウンロードの上記載してください。県HP (https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks02/wd37_000000005.html)

- 注 1 経営規模等評価の申請と総合評定値の請求とを併せて行う場合には、登録経営状況分析機関が交付する経営状況分析結果通知書の提出が必要ですので、審査希望時期欄は、経営状況分析結果通知書が受領できる時期を考慮して記入してください。
- 2 個人事業主であった者が、営業の同一性を失うことなく法人として新規に許可を取得した場合には、「6 審査基準日」欄は当該法人の設立日とみなして申請できますので、余白に「法人成り第一決算日未到来」と朱書きしてください。

6 再審査の申立

- (1) 行政庁等の誤り等により、経営事項審査結果通知書の内容が申請内容と異なる場合、結果通知書を受け取ってから30日以内に再審査を申し立てることができます。
- (2) なお、審査後、申請者側による記載間違いや記入漏れ、又は審査日当日に申請に必要な提示書類(確認資料等)を提示しなかったことによる内容認否等、申請者の責に帰するものについては、再審査を申し立てることはできません。
申請時には書類の記載事項など、十分確認して提出してください。
- (3) また、一度受付した申請パターン及び申請業種の変更は、一切認められません。

7 経営事項審査関係書類の保存

経営事項審査関係書類について、許可行政庁及び公共工事の発注機関から、前年度及び前々年度の経営事項審査に係る書類の提示を求められることがありますので、大切に保存してください。

8 経営事項審査の結果の公表

- (1) 経営事項審査の結果は、公表されますので、あらかじめご了承ください。
- (2) (一財)建設業情報管理センターのホームページ (<http://www.ciic.or.jp/>) で、経営事項審査の結果を閲覧することができます。
- (3) なお、知事許可業者については、許可行政庁(所管土木事務所の審査担当課)で、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを閲覧するという形で、経営事項審査の結果を公表しています。

9 申請書類

(1) 提出書類及び綴込み順序

順序	提出書類	備考	チェック
1	表紙	裏面に審査手数料を貼付してください。	
2	経営規模等評価申請書 経営規模等評価再審査申立書 総合評定値請求書	(20001帳票) 「項番17 自己資本額の計算基準区分で「2」（2期平均）を選択し、自己資本額に資本性借入金の金額を含める場合は、公認会計士、税理士等による資本性借入金該当証明書及び基準決算の直前の審査基準日の貸借対照表の提出が必要です。	
3	工事種別別完成工事高 工事種別別元請完成工事高	(20002帳票)	
4	その他の審査項目（社会性等）	(20004帳票)	
5	技術職員名簿	(20005帳票)	
6	工事経歴書 [様式第二号]	はじめての申請の際には必要です。	
7	建設機械の保有状況一覧表（兵庫県様式第1号）	該当がある場合に必要です。	
8	技術職員名簿付表（兵庫県様式第2号）		
9	経営状況分析結果通知書 (10006帳票)	総合評定値の請求をする場合に必要です。 (原本を提出してください。)	

※ とじ込みは、A4サイズの内紙の左側をホッチキス止め、又はひも綴じとします。

(2) 提出部数

正本1部、副本1部、入力票1部

正本1部、副本1部、入力票1部を作成の上、審査指定日に許可行政庁まで持参してください。

入力票は20001、20002、20004、20005、10006帳票をコピーしたものを、この順番に綴じて提出してください。（入力票には、兵庫県様式等の添付は不要です。）

申請書、添付書類用紙及び申請要領の取扱い先

- ・兵庫県HP http://web.pref.hyogo.lg.jp/ks02/wd37_000000005.html
- ・(一社)兵庫県建設業協会本部（神戸市西区美賀多台1-1-2、電話078-997-2300）

完成工事高や技術職員を水増ししたり、審査の受審対象となった計算書類や財務諸表等の内容に虚偽があったとき等は、虚偽の申請となり建設業法の監督処分対象となります。

また、総合評定値を下げるために、在籍している技術職員を不在としたり、保険等加入しているにもかかわらず、未加入とすることは不適切な記載となりますので、申請書の作成に当たっては十分ご注意ください。

10 経営事項審査申請に必要な提示(提出)書類

※「写し」の表示がないものは原本が必要です。

※必要に応じて提出を求めることがあります。

※ここに記載がない書類についても、追加で提示、提出を求める場合があります。

	提示(提出)書類	摘要
1	建設業許可通知書写し	
2	建設業許可申請書の副本 (受付印のある原本)	
3	決算変更届出書の副本 (受付印のある原本) ※課税業者は税抜。 ※免税業者、非課税業者は税込。	1. 工事種類別完成工事高(別紙一)を2期平均で申請する場合は直前2期分、3期平均で申請する場合は直前3期分の決算変更届出書を提示してください。 2. 決算期変更、法人成り等の場合は、工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高(別紙一)に記載した期間分の決算変更届出書を提示してください。 3. 許可取得年等の関係で1期又は2期分の決算変更届出書しか提出していない場合は、基準決算の直前1期又は2期分の決算変更届出書を作成してください。
4	変更届出書の副本 (受付印のある原本)	直近の建設業許可申請(新規又は更新)以降に変更届を行った場合(決算変更届は除く)
5	前回の経営事項審査申請書の副本 (受付印のある原本)	2回目以降、継続して申請する場合に必要です。 工事種類別完成工事高(別紙一)を3期平均で申請する場合、前々回の申請書も提示してください。
6	[法人の場合] 法人税確定申告書の控えのうち、別表一、別表十六、決算報告書 (税務署受付印のある原本) [個人事業主の場合] 所得税確定申告書の控えのうち、第一表、第二表、収支内訳書又は青色申告決算書 (税務署受付印のある原本)	税務申告を電子申告で行なっている場合は、受信通知も提示してください。 ※R7以降の申請の確定申告書については受付印は不要とします。
7	消費税及び地方消費税の確定申告書の控え (付表含む。)	同上

●工事種類別完成工事高(別紙一)に係る提示書類

1	[兼業事業の売上高を完成工事高に含めて税務申告している場合] ・完成工事高が確認できる書類	(例：工事請負台帳、工事請負契約書等、決算変更届の基礎資料となるもの) 決算変更届に完成工事高を全額計上している場合は、提示不要です。								
2	[次の業種で申請する場合、内訳業種に完成工事高があるとき] <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th>申請業種</th> <th>内訳業種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木一式工事 (010)</td> <td>プレストンクリート構造物工事(011)</td> </tr> <tr> <td>とび・土工・コンクリート工事(050)</td> <td>法面処理工事(051)</td> </tr> <tr> <td>鋼構造物工事 (110)</td> <td>鋼橋上部工事(111)</td> </tr> </tbody> </table> ・内訳業種の完成工事高が確認できる請求書等	申請業種	内訳業種	土木一式工事 (010)	プレストンクリート構造物工事(011)	とび・土工・コンクリート工事(050)	法面処理工事(051)	鋼構造物工事 (110)	鋼橋上部工事(111)	内訳業種に完成工事高がない場合も、申請書には必ず記載してください。 なお「とび・土工・コンクリート工事」の完成工事高を「土木一式工事」に積み上げて申請する場合、土木工事の内訳として「プレストンクリート工事」を記載し、「法面処理工事」の完成工事高の記載は不要です。
申請業種	内訳業種									
土木一式工事 (010)	プレストンクリート構造物工事(011)									
とび・土工・コンクリート工事(050)	法面処理工事(051)									
鋼構造物工事 (110)	鋼橋上部工事(111)									

3	〔契約後VE(施工段階で施工方法等の技術提案を受け付ける方式)による減額変更前の契約額で完成工事高を記載する場合〕 ・契約後VEであることがわかり、かつ当初契約金額と減額後の契約金額がわかる契約書	公共工事に限ります。
---	-------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------

●その他の審査項目(社会性等)(別紙三)に係る提示書類①

1	雇用保険の加入(項番41) ※以下のすべての書類の提示が必要です。 ・雇用保険被保険者資格取得確認通知書 ・審査基準日を含む年度の概算保険料(確定保険料)申告書(確定保険料算定基礎賃金集計表を含む。) ・雇用保険分の保険料の納付が確認できる納付書、領収書又は保険料納付済領収書	
2	健康保険加入 厚生年金保険加入(項番42、43) ※以下のすべての書類の提示が必要です。 ・被保険者標準報酬決定通知書 ・審査基準日を含む前後3ヶ月間の納付領収書	健康保険・厚生年金保険が別々の機関で加入されている場合、それぞれの書類が必要です。 ※適用事業所であって、健康保険について全国土木建築国民健康保険組合、兵庫県建設国民健康保険(建設国保等)加入の場合は、項番42は、「3.適用除外」となります。 適用事業所(法人及び従業員が5人以上の個人事業主)であっても、年金事務所において適用除外の承認を受けることにより、引き続き建設国保等に加入できます。 詳しくは年金事務所へご確認ください。
3	〔審査基準日前1年以内に新たに雇用した者がいる場合〕 ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書	

●その他の審査項目(社会性等)(別紙三)に係る提示書類②

審査基準日において加入や導入・認定されている必要があります。

1	建設業退職金共済制度加入の有無(項番44) ・建設業退職金共済事業(建退共)加入・履行証明書(経営事項審査申請用)	審査基準日に係るもの 経営事項審査申請用として発行できない場合は加点できません。
2	退職一時金制度導入の有無(項番45) 退職一時金制度の導入が分かる以下の書類(いずれかひとつ) ・中小企業退職金共済制度(中退共)加入を証明するもの ・特定退職金共済団体制度(特退共)加入を証明するもの ・労働基準監督署の受付印(常時10人以上の労働者を使用する場合)のある就業規則又は労働協約	中退共、特退共のいずれについても、加入者数・加入者名のわかるものが必要です。 就業規則・労働協約の場合、表紙のみではなく必ず退職金に関する規程部分を含めて提示してください。 退職金規程がある場合でも、対象者が0人の場合は加点対象とはなりません。 「建退共」を支払いの原資とする退職金規程の場合、2重加点できません。(項番44で申請してください)

3	<p>企業年金制度導入の有無(項番45)</p> <p>企業年金制度の導入が分かる以下の書類(いずれかひとつ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金基金加入を証明するもの ・適格退職年金契約書、確定拠出年金運営管理機関の発行する確定拠出年金加入を証明するもの ・確定給付企業年金の企業年金基金の発行する企業年金基金加入を証明するもの ・資産管理運用機関との間の契約書 	<p>左記、いずれについても加入者数・加入者名のわかるものが必要です。</p>
4	<p>法定外労働災害補償制度加入の有無(項番46)</p> <p>[対象の契約先]</p> <p>以下の①～⑤いずれかの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者証・保険証券 ①(公財)建設業福祉共済団 ②(一社)全国建設業労災互助会 ③(一社)全国労働保険事務組合連合会 ④中小企業等協同組合法に基づき共済事業を行うもの ⑤民間の損害保険会社(*) <p>[対象の契約条件]</p> <p>以下のア～オ全ての条件を満たすことが必要</p> <p>ア.業務災害と通勤災害(出退勤とも)のいずれも対象</p> <p>イ.死亡及び労働災害補償保険の障害等級第1級から第7級までを補償</p> <p>ウ.自社社員及び全下請社員を対象</p> <p>エ.共同企業体及び海外工事を除くすべての工事を補償</p> <p>オ.審査基準日を含む月が保険期間(補償期間)である</p>	<p>(*)政府の労働災害補償保険に加入しており、かつ労働災害補償保険料を納付済であることを確認するため、政府の労働災害補償保険の概算・確定保険料申告書及び領収証書(審査基準日を含む年度の分)も併せてご持参ください。</p> <p>準記名式普通傷害保険の場合は、準記名式の普通傷害保険の保険証券(附属明細書、契約約款含む)の提示が必要です。</p> <p>保険証券や契約書等で内容が確認できない場合は、約款の提示が必要です。</p> <p>保険会社の発行する任意様式の証明書では確認できません。</p>
5	<p>CPD 単位取得数(項番49)</p> <p>【提出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CPD単位を取得した技術者名簿(様式第4号) <p>【提示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CPD認定団体発行のCPD単位の取得を証する書面(写し) ・検定又は試験の合格書、その他技術者が有する資格を証明する書類(写し) 	<p>様式第4号は、技術職員名簿(別紙二)に記載のない職員について作成してください。</p> <p>名簿に記載する者は、審査基準日以前に、6か月を超える恒常的雇用関係・常時雇用が確認できる者に限るため、標準報酬決定通知書、雇用保険資格取得確認通知書、賃金台帳等も併せてご持参ください。(常勤性の確認資料は上記以外にも別途求めることがあります)</p>
6	<p>技能レベル向上者数(項番50)</p> <p>【提出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技能者名簿(様式第5号) <p>【提示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・能力評価団体発行の能力評価(レベル判定)結果通知書 ・審査基準日において稼働している工事に係る作業員名簿 	<p>名簿に記載する者は、審査基準日以前に、6か月を超える恒常的雇用関係・常時雇用が確認できる者に限るため、標準報酬決定通知書、雇用保険資格取得確認通知書、賃金台帳等も併せてご持参ください。(常勤性の確認資料は上記以外にも別途求めることがあります)</p>

7	<p>えるぼし認定(項番51) くるみん認定(項番52) ユースエール認定(項番53)</p> <p>【提示】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各認定の「基準適合事業主認定通知書」「基準適合一般事業主認定通知書」(写し) 	<p>審査基準日において認定を受けている必要があります。</p> <p>各認定通知書には有効期限の記載がないので、『公共調達加点評価を受けることができる「えるぼし」「プラチナえるぼし」認定企業一覧』や『くるみん認定及びプラチナくるみん認定企業名都道府県別一覧』、若者雇用促進総合サイトの『ユースエール認定企業一覧』により、審査基準日現在で認定を受けていることを確認のうえ、申請してください。</p> <p>審査基準日において認定が取り消された場合は加点対象となりません。</p>
8	<p>CCUS(項番54)</p> <p>【提出】</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書(様式第6号) 	<p>元請業者として、該当年度に行った全ての建設工事において、CCUSの事業者登録を行ったうえで、建設現場ごとに現場登録を実施し、かつカードリーダーを設置する等、技術者が就業履歴の蓄積のために必要な措置を実施している場合、加点対象となります。 (下請の整備は問いません)</p>
9	<p>民事再生法 会社更生法(項番56)</p> <p>【提示】</p> <ul style="list-style-type: none"> 再生手続等の決定が確認できる書類 	
10	<p>防災協定(項番57)</p> <p>以下のいずれかの書類</p> <ul style="list-style-type: none"> 国、特殊法人又は地方公共団体と直接締結した防災協定書 所属団体が地方公共団体等と防災協定を締結している場合は、所属団体が締結している協定書の写し及び審査基準日時点で当該団体に加入していることを証する書類 	
11	<p>営業停止 指示処分(項番58・59)</p> <p>【提示】</p> <ul style="list-style-type: none"> 営業停止命令書又は指示命令書等処分を受けたことが確認できる書類 	<p>※営業停止処分・指示処分を命ぜられた日(処分を受けた日)が審査基準対象年度に含まれている場合は、項番58、59は「1.有」となります。(営業停止開始日、営業停止期間中ではありません。)</p>
12	<p>監査の受審(項番60)</p> <p>[監査報告書において無限適正意見、限定付適正意見がされた場合]</p> <p>【提出】</p> <ul style="list-style-type: none"> 有価証券報告書又は監査報告書(写し) <p>[会計参与を設置し、会計参与報告書が作成されている場合]</p> <p>【提出】</p> <ul style="list-style-type: none"> 会計参与報告書(写し) <p>[公認会計士等(*)が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出した場合]</p> <p>【提出】</p> <ul style="list-style-type: none"> 経理処理の適正を確認した旨の書類(様式第2号) 	<p>(*)公認会計士、会計士補、税理士、1級登録経理試験の合格者で常勤職員(審査基準日に在籍)である者。</p>

13	公認会計士等(項番61)	
	【提示】 ・公認会計士法第28条の規定による研修を受講したことを証明するもの(写し)	公認会計士として登録されていること。
	【提示】 ・税理士会認定の研修を受講したことを証明するもの(写し)	税理士として登録されていること。
14	2級登録経理試験合格者等(項番62)	【提示】 ・1級登録経理試験合格証書又は登録経理講習の修了証(写し)
		合格又は講習修了日の属する年度の翌年度から5年を経過していない(審査基準日が含まれている)こと。 ※上記の「公認会計士等」について、審査基準日に在籍する常勤職員であることを確認するため、標準報酬決定通知書(写し)も併せてご持参ください。 (常勤性の確認資料は上記以外にも別途求めることがあります)
15	研究開発費(項番63)	【提示】 ・2級登録経理試験合格証書又は登録経理講習の修了証(写し)
		合格又は講習修了日の属する年度の翌年度から5年を経過していない(審査基準日が含まれている)こと。 ※上記の「2級登録経理試験合格者等」について、審査基準日に在籍する常勤職員であることを確認するため、標準報酬決定通知書(写し)も併せてご持参ください。 (常勤性の確認資料は上記以外にも別途求めることがあります)
		【提示】 ・注記表(様式第十七号の二)の2期分

16	<p>建設機械(項番64) 対象となる建設機械の種類については、P. 44を参照してください。</p> <p>①～④の全ての書類</p> <p>【提出】 ①建設機械の保有状況一覧表 (兵庫県様式第1号)</p> <p>【提示】 ②売買契約書、譲渡契約書 (リースの場合はリース契約書等) (レンタルの場合はレンタル契約書等)</p> <p>前年度(前回)の経営事項審査において、建設機械の保有一覧表に記載があり、所有を確認している建設機械については、「所有の確認できるもの(契約書、譲渡証明書、販売証明書等)」の提示を省略できます。 この場合、前年度(前回)の「建設機械の保有一覧表」(経営事項審査申請書副本)の原本を提示又は写しを提出してください。 また、場合によっては固定資産台帳の提示を求められる場合があります。</p> <p>【提示】 ③仕様が確認できる自動車検査証又はカタログ(写し)</p> <p>【提示】 ④特定自主検査記録表等</p> <p>[ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル・モーターグレーダー・締固用機械・解体用機械・高所作業車の場合] ・特定自主検査記録表 ※審査基準日前1年以内のもの</p> <p>[ダンプ車・移動式クレーンの場合] ・自動車検査証(*)又はクレーン検査証(写し) ※審査基準日において有効期限内のもの</p>	<p>加点対象は15台まで</p> <p>【所有の場合】 ・審査基準日時点で所有していること。 ・売買契約書がない場合は、販売店による販売証明書を提出すること。</p> <p>【リースの場合】 ・審査基準日から1年7ヶ月以上の契約期間であること。 ・リース期間満了後、建設機械を購入予定であっても、所有しているとは認められません。</p> <p>【レンタル契約の場合】 ・審査基準日から1年7ヶ月以上の契約期間であること。 ・納品書・出庫伝票等では認められません。</p> <p>(*)ダンプ車の場合、初年登録年月が審査基準日以前であること、有効期間の満了する日が審査基準日以後であることが必要です。</p> <p>また、自動車検査証の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているものであることが必要です。ただし、備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」等の記載があり、土砂等の運搬が制限されている車両や、貨物自動車でない場合は認められません。</p> <p>(*)「自動車検査証」に有効期間や使用者住所、所有者情報の記載がない場合(電子車検証など)は、併せて「自動車検査証記録事項(写し)」をご持参ください。</p> <p>正常に稼働している状態であることが必要です。ただし、自主検査時に異常が見つかった場合でも、審査基準日までに適切な処置等がなされている場合は加点対象となります。(修理したことが分かる書類をご持参ください。)</p> <p>共有名義の場合、加点対象となりません。</p> <p>同一の機械を複数の業者に貸出ししている場合、加点対象となりません。</p> <p>審査基準日前1年以内に新車を購入又はリースした場合、特定自主検査記録表に代えて新車であることが確認できる書類(売買証明書・販売証明書・初回特定自主検査実施時期証明証・移動式クレーン製造時検査証・性能検査証(写し)等)が必要です。</p> <p>建設機械のリース・レンタル会社を兼業している場合、リース・レンタル用の建設機械は、保有していても加点対象となりません。</p>
----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

17	I S O等(項番65～67)	
	【提示】 ・エコアクション21の認証を証明する書類 ・ISO9001、ISO14001の登録証 (付属書含む)	申請業種の <u>いずれかが</u> 認証範囲に含まれていること。 会社単位で取得していない場合、営業所一覧表に記載する全ての営業所で取得していること。 審査基準日において、認証・登録の一時停止や取消を受けている場合は、加点対象となりません。

●技術職員名簿(別紙二)に係る提示書類

**技術職員名簿に記載できる職員は、
審査基準日以前に6か月を超える恒常的雇用関係・常時雇用が確認できるものに限りです。**

(注：技術職員名簿に記載できない者)

- ・源泉徴収されていない者
- ・最低賃金法に定める最低賃金を下回る者
- ・健康保険及び厚生年金保険に加入しているが未納の者
- ・建設業に従事していない者

1	・給与所得に係る源泉徴収所得税の納付済領収書	審査基準日以前7か月分の、正社員・パート・アルバイト等を含む全員分の書類が必要です。
	税務申告を電子納付で行なっている場合は、 ・所得税徴収高計算書、納付完了通知書等	※納期が特例扱い(半期毎にまとめて払い)の場合、源泉納付領収書が必要です。
2	・給与台帳又は賃金台帳 出勤簿・タイムカード等	審査基準日以前7か月分の、正社員・パート・アルバイト等を含む全員分の書類が必要です。
以下、該当する場合に提示が必要な書類		
1	[出向社員がいる場合] ・出向契約書(覚書) ・出向先と出向元の給与等の請求書及び支払関係の分かる書類	
2	[従業員4人以下の個人事業主で社会保険に加入していない場合] ・住民税特別徴収税額通知書 (特別徴収義務者用及び納税義務者用 (給与収入及び徴収額がわかるもの))	審査基準日にかかるもの(2期分必要な場合あり)
3	[高年齢者雇用安定法の継続雇用制度の適用を受けている者がいる場合] ・継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿(様式第3号) ・継続雇用制度について定めた労使協定書又は就業規則(常時10人以上の労働者を使用する場合は、労働基準監督署の受付印があるもの)	
4	[国家資格者・民間資格を有する者] ※有資格区分コードで確認 ・資格者証(写し) ・実務経験証明書(様式第九号)	実務経験証明書(様式第九号)は、第2種電気工事士等、所定の実務経験を要する者について必要です。
5	[指定学科卒業プラス実務経験の者] ・高等学校又は大学の卒業証明書(写し) ・実務経験証明書(様式第九号)	
6	[実務経験10年の者] ・実務経験証明書(様式第九号)	

7	<p>[監理技術者がいる場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監理技術者資格者証(写し) ・ 監理技術者講習修了書(写し)又は 監理技術者講習修了履歴 	<p>審査基準日において有効なもの</p> <p>所属建設業者を変更している場合は(裏面)も必要です。</p> <p>講習を終了した日の属する年の翌年から5年以内に審査基準日が含まれていることが必要です。</p> <p>※講習受講履歴は資格者証の(裏面)で確認できますが、実務経験10年(実10)の方は講習を受講していても「講習受講あり」とはなりませんのでご注意ください。</p>
8	<p>[登録基幹技能者がいる場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登録基幹技能者講習修了書(写し) 	<p>審査基準日において有効なもの(有効期限5年)</p> <p>※基幹技能者は登録基幹技能者講習修了証に記載された業種のみ申請対象となるのでご注意ください。</p>
9	<p>[解体工事施工技士登録者がいる場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 解体工事施工技士の登録証又は資格者証(写し) 	<p>審査基準日において有効なもの(有効期限5年)</p>

11 審査手数料

審査手数料の額は、次の一覧表のとおりです。

なお、経営状況分析の手数料の額については、登録経営状況分析機関(目次参照)へ、直接問い合わせて確認してください。

※ 知事許可業者：兵庫県収入証紙

区分 申請業種数	経営規模等評価手数料 (8,100円+2,300円×業種数)	総合評定値通知手数料 (400円+200円×業種数)	合 計
1業種	10,400円	600円	11,000円
2業種	12,700円	800円	13,500円
3業種	15,000円	1,000円	16,000円
4業種	17,300円	1,200円	18,500円
5業種	19,600円	1,400円	21,000円
6業種	21,900円	1,600円	23,500円
7業種	24,200円	1,800円	26,000円
8業種	26,500円	2,000円	28,500円
9業種	28,800円	2,200円	31,000円
10業種	31,100円	2,400円	33,500円
11業種	33,400円	2,600円	36,000円
12業種	35,700円	2,800円	38,500円
13業種	38,000円	3,000円	41,000円
14業種	40,300円	3,200円	43,500円
15業種	42,600円	3,400円	46,000円
16業種	44,900円	3,600円	48,500円
17業種	47,200円	3,800円	51,000円
18業種	49,500円	4,000円	53,500円
19業種	51,800円	4,200円	56,000円
20業種	54,100円	4,400円	58,500円
21業種	56,400円	4,600円	61,000円
22業種	58,700円	4,800円	63,500円
23業種	61,000円	5,000円	66,000円
24業種	63,300円	5,200円	68,500円
25業種	65,600円	5,400円	71,000円
26業種	67,900円	5,600円	73,500円
27業種	70,200円	5,800円	76,000円
28業種	72,500円	6,000円	78,500円
29業種	74,800円	6,200円	81,000円

(注) 審査手数料については、申請業種数と審査手数料とが合致しているかどうかを確認してください
また、申請業種が、申請時点において許可業種であることも十分確認してください。

12 国土交通大臣許可業者に係る経営事項審査申請等

(1) 経営事項審査の申請

令和2年4月1日より、国土交通大臣許可業者にかかる経営事項審査の申請書（確認書類含む）は、(2)の近畿地方整備局に直接提出することとなりました（兵庫県庁の経由はなくなりました）。詳しくは(2)の近畿地方整備局に直接、お問い合わせください。

(2) お問い合わせ先

国土交通省 近畿地方整備局 建政部 建設産業第1課 調査係
〒540-8586 大阪市中央区大手前3-1-41

電話 06-6942-1141（代）

記 載 要 領

経営規模等評価申請書
経営規模等評価再審査申立書
総合評定値請求書

不要なものを消す

令和 5 年 11 月 1 日

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

不要なものを消す

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

事実上の所在地と登記上の所在地が異なる場合は2段書きで記入

何も記入しないこと

地方整備局長
北海道開発局長
兵庫県 知事 殿

不要なものを消す

申請者

兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1
株式会社 鈴木組
代表取締役 鈴木 太郎

行政庁側記入欄
申請年月日
請求年月日
土木事務所コード
整理番号

申請時番号
許可番号
審査基準日
申請等の区分
処理の区分
法人又は個人の別
商号又は名称のフリガナ
商号又は名称
代表者又は個人の氏名のフリガナ
代表者又は個人の氏名
主たる営業所の所在地市区町村コード
主たる営業所の所在地
郵便番号
許可を受けている建設業
経営規模等評価対象建設業

記載要領

1 「経営規模等評価申請書

経営規模等評価再審査申立書

総合評定値請求書」、

「建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。

建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。

建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。」、

「地方整備局長

北海道開発局長、

「国土交通大臣

知事」

及び

「般

特」

については、不要のものを消すこと。

2 「申請者」の欄は、この申請書により経営規模等評価の申請、経営規模等評価の再審査の申立又は総合評定値の請求をしようとする建設業者（以下「申請者」という。）の他に申請書又は第19条の4第1項各号に掲げる添付書類を作成した者（財務書類を調製した者等を含む。以下同じ。）がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

3 太線の枠内には記入しないこと。

4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁

寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば □□□□

のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えば 甲建設工業□□のように左詰めで記入

すること。

5 □□「申請時の許可番号」の欄の「大臣 知事」コードのカラムには、申請時に許可を受けている行政庁に

ついて別表（1）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

「許可番号」及び「許可年月日」は、例えば □□□□□□□□又は□□月□□日のように、カ

ラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可を受けた年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

6 □□「前回の申請時の許可番号」の欄は、前回の申請時の許可番号と申請時の許可番号が異なっている場合についてのみ記入すること。

7 □□「審査基準日」の欄は、審査の申請をしようとする日の直前の事業年度の終了の日（別表（2）

の分類のいずれかに該当する場合で直前の事業年度の終了の日以外の日を審査基準日として定めるときは、

その日）を記入し、例えば審査基準日が令和3年3月31日であれば、

□□年□□月□□日のように、

カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

8 □□「申請等の区分」の欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	申請等の種類
1	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求
2	経営規模等評価の申請
3	総合評定値の請求
4	経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求
5	経営規模等評価の再審査の申立

9 □□「処理の区分」の欄の左欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	処理の種類
00	12か月ごとに決算を完了した場合 (例) 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合
01	6か月ごとに決算を完了した場合 (例) 令和2年10月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合
02	商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合 (例1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和2年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で令和3年3月31日に終了した事業年度について申請するとき (例2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和2年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により令和2年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
03	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合 (例) 令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和3年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき
04	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 (例) 令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日（令和3年3月31日）より前の日（令和2年11月1日）に申請するとき

また、「処理の区分」の右欄は、別表（2）の分類のいずれかに該当する場合は、同表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

10 □□「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。

「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。

- 11 08 「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば ギ又はッのように1文字として扱うこと。なお、株式会社等法人の種類を表す文字についてはフリガナは記入しないこと。
- 12 09 「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いて、記入すること。

(例 (株) 甲建設
乙建設(有))

種 類	略 号
株式会社	(株)
特例有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

- 13 10 「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば ギ又はッのように1文字として扱うこと。
- 14 11 「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。
- 15 12 「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
- 16 13 「主たる営業所の所在地」の欄には、15により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば 霞が関2-1-13のように記入すること。
- 17 14 「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば 03-5253-8111のように記入すること。
- 18 15 「許可を受けている建設業」の欄は、申請時に許可を受けている建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 19 16 「経営規模等評価等対象建設業」の欄は、経営規模等評価等を申請する建設業（総合評定値の請求のみを行う場合にあつては、経営規模等評価の結果の通知を受けた建設業）について18の表の（ ）内に示された略号のカラムに「9」と記入すること。
- 20 17 「自己資本額」の欄は、審査基準日の決算（以下「基準決算」という。）における自己資本の額又は基準決算及び前回の申請時における審査基準日（以下「直前の審査基準日」という。）の決算における自己資本の額の平均の額（以下「平均自己資本額」という。）を記入し、「審査対象」のカラムに「1」又は「2」を記入すること。また、平均自己資本額を記入した場合は、表内のカラムに基準決算における自己資本の額及び直前の審査基準日の決算における自己資本の額をそれぞれ記入すること。
- 記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。
- ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、「自己資本額」の欄に平均自己資本額を記入するときは、平均自己資本額を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。
- カラムに数字を記入するに当たっては、単位は千円とし、例えば 1,234,000のように百万円未満の単位に該当するカラムに「0」を記入すること。
- 21 18 「利益額（2期平均）」の欄は、審査対象事業年度における利益額及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度の利益額の平均の額を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における営業利益の額及び減価償却実施額をそれぞれ記入すること。
- 記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。
- ただし、会社法第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、「利益額（2期平均）」を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。
- 22 19 「技術職員数」の欄は、別紙二で記入した技術職員の人数の合計を記入すること。
- 23 20 「登録経営状況分析機関番号」の欄は、経営状況分析を受けた登録経営状況分析機関の登録番号を記入し、例えば 000001のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 24 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

別表(1)

00	国土交通大臣	12	千葉県知事	24	三重県知事	36	徳島県知事
01	北海道知事	13	東京都知事	25	滋賀県知事	37	香川県知事
02	青森県知事	14	神奈川県知事	26	京都府知事	38	愛媛県知事
03	岩手県知事	15	新潟県知事	27	大阪府知事	39	高知県知事
04	宮城県知事	16	富山県知事	28	兵庫県知事	40	福岡県知事
05	秋田県知事	17	石川県知事	29	奈良県知事	41	佐賀県知事
06	山形県知事	18	福井県知事	30	和歌山県知事	42	長崎県知事
07	福島県知事	19	山梨県知事	31	鳥取県知事	43	熊本県知事
08	茨城県知事	20	長野県知事	32	島根県知事	44	大分県知事
09	栃木県知事	21	岐阜県知事	33	岡山県知事	45	宮崎県知事
10	群馬県知事	22	静岡県知事	34	広島県知事	46	鹿児島県知事
11	埼玉県知事	23	愛知県知事	35	山口県知事	47	沖縄県知事

別表(2)

コード	処 理 の 種 類
10	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
11	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
12	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
13	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わつたと認められる日を審査基準日として申請するとき
14	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
15	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
16	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
17	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
18	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
19	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
20	申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
21	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者（連結子会社）として認定を受けて申請する場合
22	申請者が国土交通大臣の定めるところにより、その外国にある子会社について認定を受けて申請する場合

「全国地方公共団体コード」

(兵庫県分)

	神戸市	こうべし	28225	朝来市	あさごし
28101	東灘区	ひがしなだく	28226	淡路市	あわじし
28102	灘区	なだく	28227	宍粟市	しろうし
28105	兵庫区	ひょうごく	28228	加東市	かとうし
28106	長田区	ながたく	28229	たつの市	たつのし
28107	須磨区	すまく			
28108	垂水区	たるみく		川辺郡	かわべぐん
28109	北区	きたく	28301	猪名川町	いながわちょう
28110	中央区	ちゅうおうく			
28111	西区	にしく		多可郡	たかぐん
			28365	多可町	たかちょう
28201	姫路市	ひめじし			
28202	尼崎市	あまがさきし		加古郡	かこぐん
28203	明石市	あかしし	28381	稲美町	いなみちょう
28204	西宮市	にしのみやし	28382	播磨町	はりまちょう
28205	洲本市	すもとし			
28206	芦屋市	あしやし		神崎郡	かんざきぐん
28207	伊丹市	いたみし	28442	市川町	いちかわちょう
28208	相生市	あいおいし	28443	福崎町	ふくさきちょう
28209	豊岡市	とよおかし	28446	神河町	かみかわちょう
28210	加古川市	かこがわし			
28212	赤穂市	あこうし		揖保郡	いぼぐん
28213	西脇市	にしわかし	28464	太子町	たいしちょう
28214	宝塚市	たからづかし			
28215	三木市	みきし		赤穂郡	あこうぐん
28216	高砂市	たかさごし	28481	上郡町	かみごおりちょう
28217	川西市	かわにしし			
28218	小野市	おのし		佐用郡	さようぐん
28219	三田市	さんだし	28501	佐用町	さようちょう
28220	加西市	かさいし			
28221	丹波篠山市	たんばささやまし		美方郡	みかたぐん
28222	養父市	やぶし	28585	香美町	かみちょう
28223	丹波市	たんばし	28586	新温泉町	しんおんせんちょう
28224	南あわじ市	みなみあわじし			

工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高

2枚以上にわたる場合、2枚目以降の用紙には記入しない

3年平均を選択した場合は通常2期(2年)分の表示(31.04~03.03)となる。選択しない場合は通常1期(1年)分の表示(02.04~03.03)となる

審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度

項番 3 1
自 3 1 年 0 4 月 至 0 3 年 0 3 月

審査対象事業年度の前審査対象事業年度	02年 4月～ 03年 3月
審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	31年 4月～ 02年 3月

業種コード表より記入(以下同じ)

左欄「完成工事高」のうち元請完成工事高について記入

審査対象事業年度

計算基準の区分

自 0 3 年 0 4 月 至 0 4 年 0 3 月 2 (1. 2年平均) 2. 3年平均

2年平均を選択した場合は「1」を、3年平均を選択した場合は「2」を記入

左欄「完成工事高」のうち元請完成工事高について記入

業種コード	完成工事高 (千円)					元請完成工事高 (千円)					完成工事高 (千円)					元請完成工事高 (千円)																				
	3	2	0	1	0	6	10	15	16	20	25	26	30	35	36	40	45																			
3 2 0 1 0	4 6 3 8 7					2 5 0 0 0					3 9 2 1 7					1 0 0 0 0																				
工事の種類	完成工事高計算表					元請完成工事高計算表					完成工事高計算表					元請完成工事高計算表																				
※は3年平均を選択した場合に記入	<table border="1"> <tr><td>審査対象事業年度の前審査対象事業年度</td><td>42,761</td></tr> <tr><td>審査対象事業年度の前々審査対象事業年度</td><td>50,014</td></tr> </table>					審査対象事業年度の前審査対象事業年度	42,761	審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	50,014	<table border="1"> <tr><td>審査対象事業年度の前審査対象事業年度</td><td>20,000</td></tr> <tr><td>審査対象事業年度の前々審査対象事業年度</td><td>30,000</td></tr> </table>					審査対象事業年度の前審査対象事業年度	20,000	審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	30,000	<table border="1"> <tr><td>審査対象事業年度の前審査対象事業年度</td><td>0</td></tr> <tr><td>審査対象事業年度の前々審査対象事業年度</td><td>0</td></tr> </table>					審査対象事業年度の前審査対象事業年度	0	審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	0	<table border="1"> <tr><td>審査対象事業年度の前審査対象事業年度</td><td>0</td></tr> <tr><td>審査対象事業年度の前々審査対象事業年度</td><td>0</td></tr> </table>					審査対象事業年度の前審査対象事業年度	0	審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	0
審査対象事業年度の前審査対象事業年度	42,761																																			
審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	50,014																																			
審査対象事業年度の前審査対象事業年度	20,000																																			
審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	30,000																																			
審査対象事業年度の前審査対象事業年度	0																																			
審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	0																																			
審査対象事業年度の前審査対象事業年度	0																																			
審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	0																																			
土木一式工事																																				
3 2 0 1 1	0					0					1 5 0 0					0																				
工事の種類	完成工事高計算表					元請完成工事高計算表					完成工事高計算表					元請完成工事高計算表																				
プレストレストコンクリート構造物工事	0					0					0					0																				
「土木一式工事」を記入した場合には、内訳であるプレストレストコンクリート構造物工事を、「とび・土工・コンクリート工事」を記入した場合には、内訳である法面処理工事を、「鋼橋造物工事」を記入した場合には、内訳である鋼橋上部工事を、完工高のあるなしにかかわらず必ず記入																																				
3 2 0 2 0	3 0 6 5 2 8					1 2 5 0 0					2 0 1 9 4 0					8 0 0 0 0																				
工事の種類	完成工事高計算表					元請完成工事高計算表					完成工事高計算表					元請完成工事高計算表																				
建築一式工事	261,075					100,000					201,940					80,000																				
351,982	150,000																																			
3 2 0 8 0	4 0 6 4					0					9 2 1 6					2 0 0 0																				
工事の種類	完成工事高計算表					元請完成工事高計算表					完成工事高計算表					元請完成工事高計算表																				
電気工事	4,619					0					9,216					2,000																				
3,510	0																																			
3 3	6 9 3					0					1 5 6 0					0																				
工事の種類	完成工事高計算表					元請完成工事高計算表					完成工事高計算表					元請完成工事高計算表																				
その他	1,166					0					1,560					0																				
221	0																																			
「土木一式工事」の内訳としてのプレストレストコンクリート構造物工事の完工高(1500)を除いた合計額																																				
3 4	3 5 7 6 7 2					1 5 0 0 0 0					2 5 1 9 3 3					9 2 0 0 0																				
合計	357,672					150,000					251,933					92,000																				

審査対象業種(内訳含む)が5つ以上の場合は、最終の用紙に記入

契約後VEに係る完成工事高の評価の特例 (① 有 2. 無)

32・33項番の完工高の中に契約後VEによるものがあれば記入

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土木一式工事	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機械器具設置工事
011	プレストレストコンクリート構造物工事	110	鋼構造物工事	210	熱絶縁工事
020	建築一式工事	111	鋼橋上部工事	220	電気通信工事
030	大工工事	120	鉄筋工事	230	造園工事
040	左官工事	130	舗装工事	240	さく井工事
050	とび・土工・コンクリート工事	140	しゅんせつ工事	250	建具工事
051	法面処理工事	150	板金工事	260	水道施設工事
060	石工事	160	ガラス工事	270	消防施設工事
070	屋根工事	170	塗装工事	280	清掃施設工事
080	電気工事	180	防水工事	290	解体工事
090	管工事	190	内装仕上工事		

- 5 「その他工事」の欄は、審査対象建設業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高及び元請完成工事高をそれぞれ記入すること。
- 6 「合計」の欄は、完成工事高においては、 及び に記入した完成工事高の合計を記入すること。同様に、元請完成工事高においては、元請完成工事高の合計を記入すること。
- 7 この表は審査対象建設業に係る4のコード表中の工事の種類4つごとに作成すること。この場合、「その他工事」及び「合計」は最後の用紙のみに記入すること。また、用紙ごとに、契約後VE(施工段階で施工方法等の技術提案を受け付ける方式をいう。以下同じ。)に係る工事の完成工事高について、契約後VEによる縮減変更前の契約額で評価をする特例の利用の有無について記入すること。
- 8 記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。
ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。この場合、カラムに数字を記入するに当たっては、例えば のように、百万円未満の単位に該当するカラムに「0」を記入すること。

■記載上の注意事項及び記載事例

- (1) 工事種類別年間平均完成工事高は、許可を受けた建設業のうち経営事項審査の対象とする旨申出のあった建設業(以下「審査対象建設業」という。)に係る建設工事について、経営事項審査の申請をする日の属する事業年度の開始の日(以下「当期事業年度開始日」という。)の直前2年又は直前3年の年間平均完成工事高とする。ただし、審査対象建設業ごとに直前2年又は直前3年の年間平均完成工事高を選択できることとはせず、すべての審査対象建設業において同一の方法によること。また、1つの請負契約に係る建設工事の完成工事高を2以上の種類に分割又は重複計上することはできない。なお、3年平均を選択できるのは前々審査対象事業年度が現に存在する場合とする。
- (2) 審査対象建設業に係る建設工事が、「土木一式工事」である場合においてはその内訳として「プレストレストコンクリート構造物工事」、「とび・土工・コンクリート工事」である場合においてはその内訳として「法面処理工事」、「鋼構造物工事」である場合においてはその内訳として「鋼橋上部工事」がそれぞれ審査される。
- (3) 契約後VEに係る公共工事の完成工事高については、契約後VEによる減額変更前の契約額で評価できることとする。この場合において、経営事項審査の申請者は、申請の際に当初契約金額のわかる書類と契約後VEによる契約額の減額の金額が証明できる書類を提出すること。
- (4) 審査対象建設業が土木工事業又は建築工事業(以下「一式工事業」という。)である場合においては、許可を受けている建設業のうち一式工事業以外の建設業(審査対象建設業として申し出をしている建設業を除く。)に係る建設工事の年間平均完成工事高を、その内容に応じて当該一式工事業のいずれかの年間平均完成工事高に含めることができる。
- (5) 審査対象建設業が一式工事業以外の建設業である場合においては、許可を受けた建設業のうち一式工事業以外の建設業(審査対象建設業として申出をしている建設業を除く。)に係る建設工事の完成工事高を、その建設工事の性質に応じて当該一式工事業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高に含めることができる。
- (6) 上記のほか、申請者のうち次の申出をしようとする者については、その申出の額をそのまま「工事種類別完成工事高付表(様式は目次参照)」に記入し、工事種類別完成工事高(20002帳票)に添付すること。
① 一式工事業に係る建設工事の完成工事高を一式工事業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高として分割分類し、許可を受けた建設業に係る建設工事の完成工事高に加えて申し出ようとする者
② 一式工事業以外の建設業に係る完成工事高についても①と同様の方法により計算して申し出ようとする者

※(4)(5)(6)について、完工高を振替(積上げ)した場合は、振替(積上げ)した業種については経営事項審査を申請できませんので、ご注意ください。

(例)とび・土工工事業の完工高を土木一式工事の完工高に振替(積上げ)→とび・土工工事業については受審できません。《完工高の全部ではなく一部を振替(積上げ)した場合も、振替(積上げ)業種については受審できません。》

なお、とび・土工工事業の完工高を土木一式工事の完工高に振替(積上げ)して1業種で受審したが、翌期では土木一式工事ととび・土工工事業の2業種で申請する場合、前期の完工高は土木一式工事に振替(積上げ)したとび・土工工事業の完工高は土木一式工事から戻して申請することとなります。

◎12か月決算の場合

12か月決算の場合の項番 3 1 及び 3 2 の各欄及び関連する表への記載例を次に掲げる。

[例1] 審査基準日を令和5年3月31日として、2年平均による完成工事高で申請する場合（建築一式工事の場合）

審査対象事業年度 R4.4 ～ R5.3（12か月） 完成工事高 1,600,000千円 ……①
 前審査対象事業年度 R3.4 ～ R4.3（12か月） 完成工事高 1,300,000千円 ……②

<p style="text-align: center;">②の期間の始期と終期を記入</p> <p>項番 3 1 自 0 3 年 0 4 月 1 至 0 4 年 0 3 月 （審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象年度及び前々審査対象事業年度）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%;">審査対象事業年度の前審査対象事業年度</td> <td style="width:50%;"></td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の前々審査対象事業年度</td> <td></td> </tr> </table>	審査対象事業年度の前審査対象事業年度		審査対象事業年度の前々審査対象事業年度		<p style="text-align: center;">①の期間の始期と終期を記入</p> <p>（審査対象事業年度） 自 0 4 年 0 4 月 1 至 0 5 年 0 3 月 1 完成工事高計算基準の区分 1. 2年平均 2. 3年平均</p> <p style="text-align: center;">2年平均の場合は記入不要</p>
審査対象事業年度の前審査対象事業年度					
審査対象事業年度の前々審査対象事業年度					
<p>業種コード 3 2 0 2 0</p> <p>完成工事高 0, 0 0 1, 3 0 0, 0 0 0 (千円) ②の期間における完成工事高を記入</p> <p>完成工事高計算表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%;">審査対象事業年度の前審査対象事業年度</td> <td style="width:50%;"></td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の前々審査対象事業年度</td> <td></td> </tr> </table>	審査対象事業年度の前審査対象事業年度		審査対象事業年度の前々審査対象事業年度		<p>完成工事高 0, 0 0 1, 6 0 0, 0 0 0 (千円) ①の期間における完成工事高を記入</p> <p style="text-align: center;">2年平均の場合は記入不要</p>
審査対象事業年度の前審査対象事業年度					
審査対象事業年度の前々審査対象事業年度					

[例2] 審査基準日を令和5年3月31日として、3年平均による完成工事高で申請する場合（建築一式工事の場合）

審査対象事業年度 R4.4 ～ R5.3（12か月） 完成工事高 1,600,000千円 ……①
 前審査対象事業年度 R3.4 ～ R4.3（12か月） 完成工事高 1,300,000千円 ……②
 前々審査対象事業年度 R2.4 ～ R3.3（12か月） 完成工事高 1,700,000千円 ……③

<p style="text-align: center;">③ 期間の 始期を 記入</p> <p>項番 3 1 自 0 2 年 0 4 月 1 至 0 4 年 0 3 月 （審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象年度及び前々審査対象事業年度）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%;">審査対象事業年度の前審査対象事業年度</td> <td style="width:50%;">03年4月～04年3月</td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の前々審査対象事業年度</td> <td>02年4月～03年3月</td> </tr> </table>	審査対象事業年度の前審査対象事業年度	03年4月～04年3月	審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	02年4月～03年3月	<p style="text-align: center;">② 期間の 終期を 記入</p> <p style="text-align: center;">①の期間の始期と終期を記入</p> <p>（審査対象事業年度） 自 0 4 年 0 4 月 1 至 0 5 年 0 3 月 2 完成工事高計算基準の区分 1. 2年平均 2. 3年平均</p> <p style="text-align: center;">②の期間を記入</p> <p style="text-align: center;">③の期間を記入</p>
審査対象事業年度の前審査対象事業年度	03年4月～04年3月				
審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	02年4月～03年3月				
<p>業種コード 3 2 0 2 0</p> <p>完成工事高 0, 0 0 1, 5 0 0, 0 0 0 (千円) (②+③)÷2 千円未満の端数は切り捨て</p> <p>完成工事高計算表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%;">審査対象事業年度の前審査対象事業年度</td> <td style="width:50%;">1,300,000</td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の前々審査対象事業年度</td> <td>1,700,000</td> </tr> </table>	審査対象事業年度の前審査対象事業年度	1,300,000	審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	1,700,000	<p>完成工事高 0, 0 0 1, 6 0 0, 0 0 0 (千円) ①の期間における完成工事高を記入</p> <p style="text-align: center;">②の期間における完成工事高を記入</p> <p style="text-align: center;">③の期間における完成工事高を記入</p>
審査対象事業年度の前審査対象事業年度	1,300,000				
審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	1,700,000				

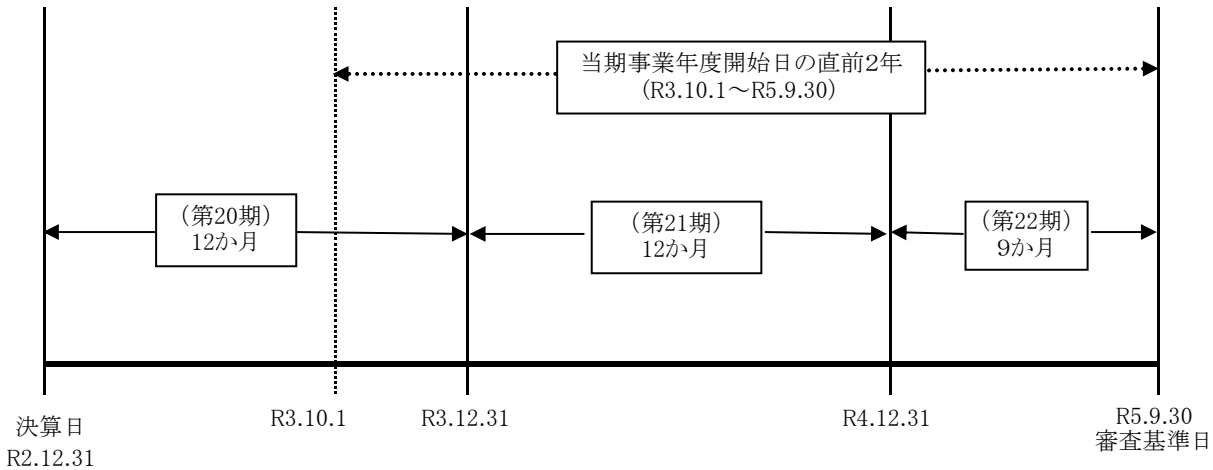
◎事業年度の変更の場合

事業年度を変更したため、当期事業年度開始日の直前2年(又は直前3年)の間に開始する各事業年度に含まれる月数の合計が24か月(又は36か月)に満たない者は、次の[例1](又は[例2])の式により算定した完成工事高を基準として年間平均完成工事高を算定する。

(注意) ここでいう「事業年度」とは、「決算期間」をいう。これに対して経営規模等評価申請における「審査対象事業年度」とは、経営規模等評価申請をする日の属する事業年度の開始の日の直前1年(12か月)をいう。したがって、事業年度の変更を行った場合は、「決算期間」と経営規模等評価申請における「審査対象事業年度」のそれぞれの対象とする期間は合致しないことになる。

(参考) 当期事業年度開始日の直前2年の間に開始する各事業年度に含まれる月数の合計が24か月に満たない場合とは次のようなケースをいう。

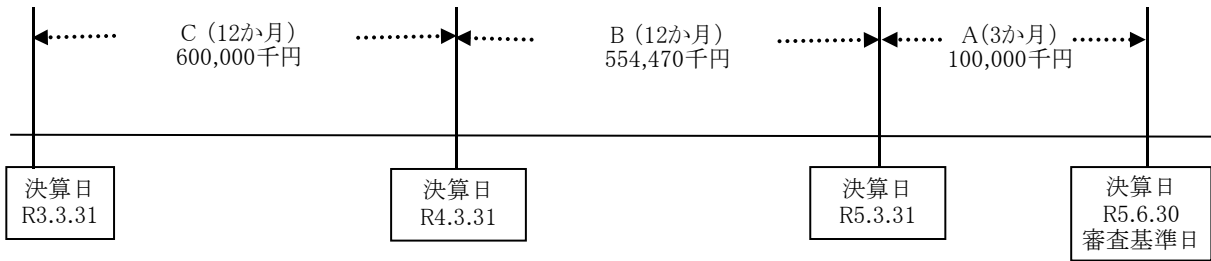
- 従前まで12月31日を決算日としていた建設業者(事業年度=1月1日から12月31日まで)が、決算日を9月30日に変更(事業年度=10月1日から9月30日まで)し、この変更後の決算日が最初に到来した令和5年9月30日を審査基準日として経営事項審査を申請するような場合



[例1] 決算期を変更して24か月に満たない場合

審査基準日を含む事業年度 A
 審査基準日を含む事業年度の前期事業年度 B
 審査基準日を含む事業年度の前々期事業年度 C

●事業年度
 →決算期間
 ●審査対象事業年度
 →経営規模等評価の対象となる年度



(算式)

$$\left[\frac{Aの完成工事高 + \left(Bの完成工事高 \times \frac{12か月 - Aの月数}{12か月} \right)}{\text{①}} \right] + \left[\frac{\left(Bの完成工事高 \times \frac{Aの月数}{12か月} \right) + \left(Cの完成工事高 \times \frac{12か月 - Aの月数}{12か月} \right)}{\text{②}} \right] = \text{直前2年の完成工事高}$$

【審査対象事業年度における完成工事高】
 Aの事業年度に含まれる月数が3か月しかないため、不足する9か月分をBの事業年度における完成工事高から按分(Bの完成工事高×9/12)し、審査対象事業年度における完成工事高として算入する。

【前審査対象事業年度における完成工事高】
 Bの期間における完成工事高のうち、①で按分調整し、審査対象事業年度における完成工事高として計上した残りの完成工事高と、この処理によって生じるBの期間における完成工事高の不足月数分を、①と同様の方法により、Cの事業年度における完成工事高を按分して、前審査対象事業年度における完成工事高として算入する。

[記入例]

審査基準日を含む事業年度 R5.4 ~ R5.6 (A:3か月) 完成工事高 100,000千円
 審査基準日を含む事業年度の前期事業年度 R4.4 ~ R5.3 (B:12か月) 完成工事高 554,470千円
 審査基準日を含む事業年度の前々期事業年度 R3.4 ~ R4.3 (C:12か月) 完成工事高 600,000千円

① 審査対象事業年度の完成工事高

$$100,000 + \left(554,470 \times \frac{12か月 - 3か月}{12か月} \right) = 515,852.5 \quad \dots\dots \text{①}$$

② 前審査対象事業年度の完成工事高

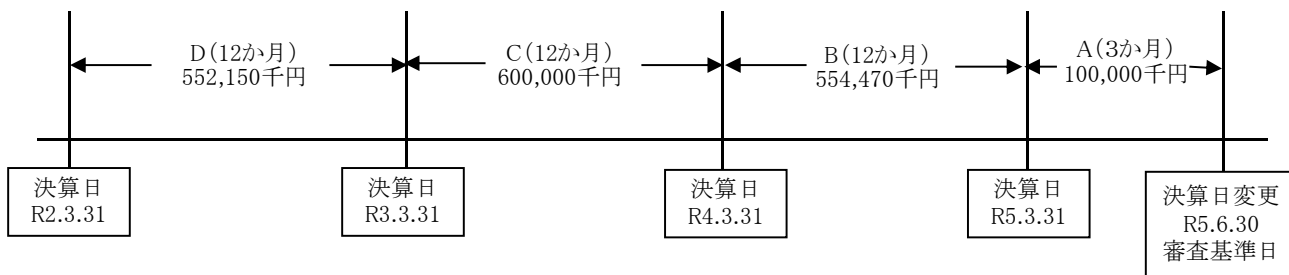
$$\left(554,470 \times \frac{3か月}{12か月} \right) + \left(600,000 \times \frac{12か月 - 3か月}{12か月} \right) = 588,617.5 \quad \dots\dots \text{②}$$

前審査対象事業年度の完成工事高を算定する際に用いた決算期間を記入

<p>項番 (審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象年度及び前々審査対象事業年度)</p> <p>31 自03年07月1至04年06月</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">審査対象事業年度の前審査対象事業年度</td> <td>04年4月～05年3月</td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の前々審査対象事業年度</td> <td>03年4月～04年3月</td> </tr> </table>	審査対象事業年度の前審査対象事業年度	04年4月～05年3月	審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	03年4月～04年3月	<p>(審査対象事業年度)</p> <p>自04年07月1至05年06月1 (1. 2年平均 2. 3年平均)</p> <p>審査基準日の12か月前の年月を記入</p> <p>審査基準日の年月を記入</p>
審査対象事業年度の前審査対象事業年度	04年4月～05年3月				
審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	03年4月～04年3月				
<p>業種コード</p> <p>32020 □, □□□, 5818, 6117 (千円)</p> <p>工事種類別完成工事高</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">審査対象事業年度の前審査対象事業年度</td> <td>(554,470×3/12) + (600,000×9/12) = 588,617.5</td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の前々審査対象事業年度</td> <td>= 588,617 (端数切り捨て)</td> </tr> </table>	審査対象事業年度の前審査対象事業年度	(554,470×3/12) + (600,000×9/12) = 588,617.5	審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	= 588,617 (端数切り捨て)	<p>工事種類別完成工事高</p> <p>□, □□□, 5115, 8512 (千円)</p> <p>①の金額を記入</p> <p style="text-align: center;">100,000 + (554,470 × 9/12) = 515,852.5 (端数切り捨て)</p> <p>①の算式を余白部分に参考記入</p> <p>②の算式を記入</p>
審査対象事業年度の前審査対象事業年度	(554,470×3/12) + (600,000×9/12) = 588,617.5				
審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	= 588,617 (端数切り捨て)				

[例2] 決算期を変更して36か月に満たない場合

- 審査基準日を含む事業年度A
- 審査基準日を含む事業年度の前期事業年度B
- 審査基準日を含む事業年度の前々期事業年度C
- 審査基準日を含む事業年度の前々々期事業年度D



(算式)

$$\left(\begin{array}{l} \text{Aの完成} \\ \text{工事高} \end{array} + \left(\begin{array}{l} \text{Bの完成} \\ \text{工事高} \end{array} \times \frac{12\text{か月} - \text{Aの月数}}{12\text{か月}} \right) \right) +$$

$$\left(\begin{array}{l} \text{Bの完成} \\ \text{工事高} \end{array} \times \frac{\text{Aの月数}}{12\text{か月}} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{Cの完成} \\ \text{工事高} \end{array} \times \frac{12\text{か月} - \text{Aの月数}}{12\text{か月}} \right) +$$

$$\left(\begin{array}{l} \text{Cの完成} \\ \text{工事高} \end{array} \times \frac{\text{Aの月数}}{12\text{か月}} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{Dの完成} \\ \text{工事高} \end{array} \times \frac{12\text{か月} - \text{Aの月数}}{12\text{か月}} \right) = \text{直前3年の完成工事高}$$

[記入例]

審査基準日を含む事業年度

R3.4 ~ R3.6 (A:3か月)

完成工事高 100,000千円

審査基準日を含む事業年度の前期事業年度

R2.4 ~ R3.3 (B:12か月)

完成工事高 554,470千円

審査基準日を含む事業年度の前々期事業年度

H31.4 ~ R2.3 (C:12か月)

完成工事高 600,000千円

審査基準日を含む事業年度の前々々期事業年度

H30.4 ~ H31.3 (D:12か月)

完成工事高 552,150千円

① 審査対象事業年度の完成工事高

$$100,000 + \left(554,470 \times \frac{12\text{か月} - 3\text{か月}}{12\text{か月}} \right) = 515,852.5 \dots\dots ①$$

② 前審査対象事業年度の完成工事高

$$\left(554,470 \times \frac{3\text{か月}}{12\text{か月}} \right) + \left(600,000 \times \frac{12\text{か月} - 3\text{か月}}{12\text{か月}} \right) = 588,617.5 \dots\dots ②$$

③ 前々審査対象事業年度の完成工事高

$$\left(600,000 \times \frac{3\text{か月}}{12\text{か月}} \right) + \left(552,150 \times \frac{12\text{か月} - 3\text{か月}}{12\text{か月}} \right) = 564,112.5 \dots\dots ③$$

前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度の完成工事高を算定する際に用いた決算期間を記入

項番	(審査対象事業年度の前審査対象事業年度 又は前々審査対象事業年度)	完成工事高計算基準の区分				
31	自 30年07月1日至 02年06月	自 02年07月1日至 03年06月 2 (1. 2年平均 2. 3年平均)				
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%;">審査対象事業年度の 前審査対象事業年度</td> <td style="width:50%;">02年4月~03年3月 31年4月~02年3月</td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度</td> <td>31年4月~02年3月 30年4月~31年3月</td> </tr> </table>	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	02年4月~03年3月 31年4月~02年3月	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	31年4月~02年3月 30年4月~31年3月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">審査基準日の12か月前の年月を記入</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">審査基準日の年月を記入</div>
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	02年4月~03年3月 31年4月~02年3月					
審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	31年4月~02年3月 30年4月~31年3月					
業種コード	工事種類別完成工事高	工事種類別完成工事高				
32020	, , , 5716, 3614 (千円)	, , , 515, 8512 (千円)				
	(②+③)/2	①の金額を記入				
完成工事高 計 算 表	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%;">審査対象事業年度の 前審査対象事業年度</td> <td style="width:50%;">(554,470×3/12) + (600,000×9/12) = 588,617.5 =588,617(端数切り捨て)</td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の 審査対象事業年度</td> <td>(600,000×3/12) + (552,150×9/12) = 564,112.5 =564,112(端数切り捨て)</td> </tr> </table>	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	(554,470×3/12) + (600,000×9/12) = 588,617.5 =588,617(端数切り捨て)	審査対象事業年度の 審査対象事業年度	(600,000×3/12) + (552,150×9/12) = 564,112.5 =564,112(端数切り捨て)	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">①の算式を余白部分に参考記入</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">②の算式を記入</div>
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	(554,470×3/12) + (600,000×9/12) = 588,617.5 =588,617(端数切り捨て)					
審査対象事業年度の 審査対象事業年度	(600,000×3/12) + (552,150×9/12) = 564,112.5 =564,112(端数切り捨て)					
	③の算式を記入	100,000 + (554,470×9/12) = 515,852.5(端数切り捨て)				

◎合併又は譲渡の場合

当期事業年度からさかのぼって2年以内(又は3年以内)に合併の沿革を有する者(吸収合併においては合併後存続している会社、新設合併においては合併に伴い設立された会社をいう。)又は建設業を譲り受けた沿革を有する者は、当期事業年度開始日の直前2年(又は直前3年)の各事業年度における完成工事高の合計額に当該吸収合併により消滅した建設業者又は譲渡人に係る事業期間のうちそれぞれ次の算式により調整した期間における同一種類の建設工事の完成工事高の合計額を加えたものを年間平均完成工事高の算定基礎とすることができる。

(注意) 合併後若しくは建設業の譲渡後最初の事業年度終了日以降に受ける経営規模等評価の場合の取扱いのため、いわゆる「合併時経審」若しくは「譲渡時経審」の場合の取扱いと異なるため注意が必要である。

[例1]合併の場合(直前2年)

○合併の概要

【合併期日】

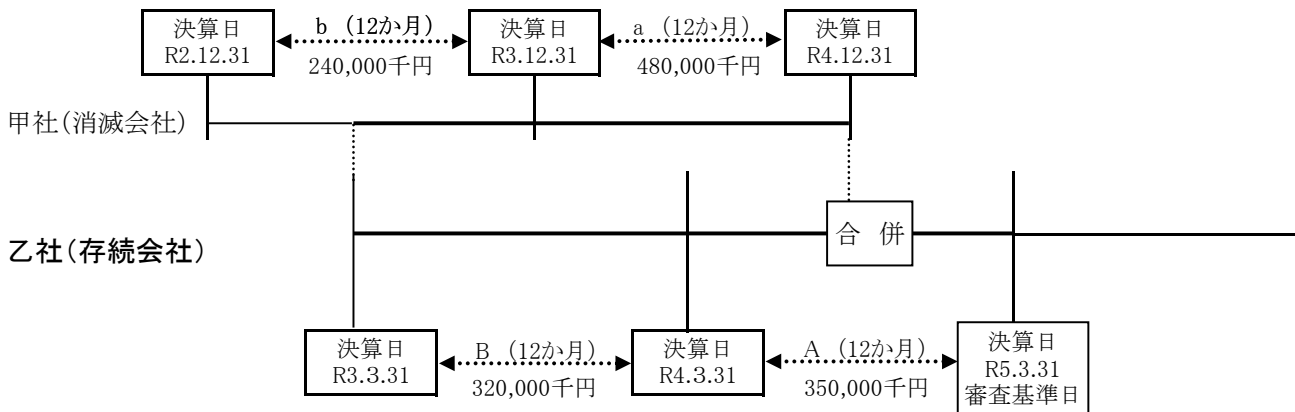
令和4年12月31日

【存続会社の事業年度及び完成工事高】

- ・審査基準日を含む事業年度 R4.4.1 ~ R5.3.31 (12か月) 350,000千円 ……A
- ・審査基準日を含む事業年度の前期事業年度 R3.4.1 ~ R4.3.31 (12か月) 320,000千円 ……B

【消滅会社の事業年度及び完成工事高】

- 第〇〇期 R4.1.1 ~ R4.12.31 (12か月) 480,000千円 ……a
- 第△△期 R3.1.1 ~ R3.12.31 (12か月) 240,000千円 ……b



○完成工事高の算出式

$$\frac{A \text{の完成工事高}}{A} + \frac{B \text{の完成工事高}}{B} + \frac{a \text{の完成工事高}}{a} + \left[\frac{b \text{の完成工事高}}{b} \times \frac{B \text{の始期から} b \text{の終期にいたる月数}}{b \text{に含まれる月数(12か月)}} \right]$$

=直前2年の完成工事高

[記入例]

- ① 審査対象事業年度の完成工事高
 ・存続会社における審査対象事業年度の完成工事高

$$350,000 \times \frac{12\text{か月}}{12\text{か月}} = 350,000 \quad \dots\dots (1)$$

- ② 前審査対象事業年度の完成工事高
 ・存続会社における前審査対象事業年度の完成工事高

$$320,000 \times \frac{12\text{か月}}{12\text{か月}} = 320,000 \quad \dots\dots (2)$$

- ・消滅会社における第〇〇期の完成工事高

$$480,000 \times \frac{12\text{か月}}{12\text{か月}} = 480,000 \quad \dots\dots (3)$$

- ・消滅会社における第△△期の完成工事高

$$240,000 \times \frac{9\text{か月}^{\ast}}{12\text{か月}} = 180,000 \quad \dots\dots (4)$$

※ 9か月=Bの始期からbの終期にいたる月数→令和4年4月から令和4年12月までの間の月数

- ③ 直前2年の完成工事高

$$(2) + (3) + (4) = 320,000 + 480,000 + 180,000 = 980,000 \quad \dots\dots (5)$$

<p style="text-align: center;">審査対象事業年度の前審査対象事業年度の始期及び終期を記入する。</p> <p>項番 (審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度)</p> <p>31 自 03年04月1日至04年03月</p> <table border="1" style="width:100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width:70%;">審査対象事業年度の前審査対象事業年度</td> <td>03年4月～04年3月</td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の前々審査対象事業年度</td> <td></td> </tr> </table>	審査対象事業年度の前審査対象事業年度	03年4月～04年3月	審査対象事業年度の前々審査対象事業年度		<p style="text-align: center;">存続会社の審査基準日を含む事業年度の始期と終期の年月を記入する。</p> <p style="text-align: right;">完成工事高計算基準の区分</p> <p>(審査対象事業年度)</p> <p>自 04年04月1日至05年03月 1 (1. 2年平均) (2. 3年平均)</p> <p>(消滅会社)</p> <p>第〇〇期 04年1月～04年12月 ← 余白部分に消滅会社の事業年度のうち、完成工事高の算定に用いた事業年度の期間を記入する。 第△△期 03年1月～03年12月</p>
審査対象事業年度の前審査対象事業年度	03年4月～04年3月				
審査対象事業年度の前々審査対象事業年度					
<p>業種コード 工事種類別完成工事高</p> <p>32020 □,□□□,9810,0010 (千円)</p>	<p>工事種類別完成工事高</p> <p>□,□□□,3510,0010 (千円)</p> <p style="text-align: center;">(1)の額を記入する。</p>				
<p>完成工事高計算表</p> <table border="1" style="width:100%;"> <tr> <td style="width:70%;">審査対象事業年度の前審査対象事業年度</td> <td>320,000×12/12=320,000</td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の前々審査対象事業年度</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(2)の算式を記入する。</p>	審査対象事業年度の前審査対象事業年度	320,000×12/12=320,000	審査対象事業年度の前々審査対象事業年度		<p>(消滅会社)</p> <p>第〇〇期 480,000×12/12=480,000 第△△期 240,000×9/12=180,000</p> <p style="text-align: center;">余白部分に消滅会社における完成工事高の算式を記入する。</p>
審査対象事業年度の前審査対象事業年度	320,000×12/12=320,000				
審査対象事業年度の前々審査対象事業年度					

[例2]合併の場合(直前3年)

○合併の概要

【合併期日】

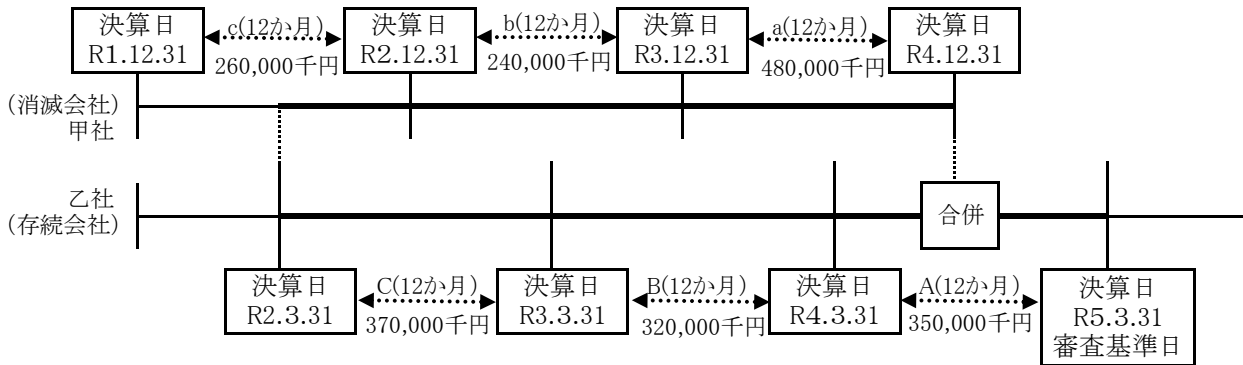
令和4年12月31日

【存続会社の事業年度及び完成工事高】

- ・審査基準日を含む事業年度 R4.4.1 ~ R5.3.31 (12か月) 350,000千円 ……A
- ・審査基準日を含む事業年度の前期事業年度 R3.4.1 ~ R4.3.31 (12か月) 320,000千円 ……B
- ・審査基準日を含む事業年度の前々期事業年度 R2.4.1 ~ R3.3.31 (12か月) 370,000千円 ……C

【消滅会社の事業年度及び完成工事高】

- ・第〇〇期 R4.1.1 ~ R4.12.31 (12か月) 480,000千円 ……a
- ・第△△期 R3.1.1 ~ R3.12.31 (12か月) 240,000千円 ……b
- ・第□□期 R2.1.1 ~ R2.12.31 (12か月) 260,000千円 ……c



○完成工事高の算出式

$$\frac{A \text{の完成工事高}}{A} + \frac{B \text{の完成工事高}}{B} + \frac{C \text{の完成工事高}}{C} + \frac{a \text{の完成工事高}}{a} + \frac{b \text{の完成工事高}}{b} +$$

$$\left[\frac{c \text{における完成工事高}}{c} \times \frac{C \text{の始期から} c \text{の終期にいたる月数}}{c \text{に含まれる月数(12か月)}} \right] = \text{直前3年の完成工事高}$$

[記入例]

- ① 審査対象事業年度の完成工事高
 ・存続会社における審査対象事業年度の完成工事高

$$350,000 \times \frac{12\text{か月}}{12\text{か月}} = 350,000 \dots\dots(1)$$

② 前審査対象事業年度の完成工事高

・存続会社における前審査対象事業年度の完成工事高

$$320,000 \times \frac{12\text{か月}}{12\text{か月}} = 320,000 \dots\dots (2)$$

・存続会社における前々審査対象事業年度の完成工事高

$$370,000 \times \frac{12\text{か月}}{12\text{か月}} = 370,000 \dots\dots (3)$$

・消滅会社における第〇〇期の完成工事高

$$480,000 \times \frac{12\text{か月}}{12\text{か月}} = 480,000 \dots\dots (4)$$

・消滅会社における第△△期の完成工事高

$$240,000 \times \frac{12\text{か月}}{12\text{か月}} = 240,000 \dots\dots (5)$$

・消滅会社における第□□期の完成工事高

$$260,000 \times \frac{9\text{か月}^{\ast}}{12\text{か月}} = 195,000 \dots\dots (6)$$

※ 9か月=Cの始期からcの終期にいたる月数→平成30年4月から平成30年12月の間の月数

・直前3年の完成工事高

$$((2) + (3) + (4) + (5) + (6)) / 2$$

$$= \frac{320,000 + 370,000 + 480,000 + 240,000 + 195,000}{2^{\ast}} = 802,500$$

※ 3年平均で申請する場合は2で除すことが必要

<p>審査対象事業年度の前々 審査対象事業年度の期間 を記入する。</p>	<p>審査対象事業年度の前々 審査対象事業年度の 始期と審査対象事業年度の前審査対象事業年 度の終期を記入する。</p>	<p>存続会社の審査基準日を含む 事業年度の始期と終期を記入 する。</p>				
<p>項番 31</p>	<p>(審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は 前審査対象年度及び前々審査対象事業年度)</p> <p>自 02年04月1日至04年03月</p>	<p>(審査対象事業年度)</p> <p>自 04年04月1日至05年03月 2 (1. 2年平均 2. 3年平均)</p>				
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%;">審査対象事業年度の 前審査対象事業年度</td> <td style="width:50%;">03年4月～04年3月</td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度</td> <td>02年4月～03年3月</td> </tr> </table>	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	03年4月～04年3月	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	02年4月～03年3月	<p>(消滅会社)</p> <p>第〇〇期 04年1月～04年12月</p> <p>第△△期 03年1月～03年12月</p> <p>第□□期 02年1月～02年12月</p>	<p>余白部分に消滅会社の事 業年度のうち、完成工事高 の算定に用いた事業年度 の期間を記入する。</p>
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	03年4月～04年3月					
審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	02年4月～03年3月					
<p>業種コード 32020</p>	<p>工事種類別完成工事高 0,001,802,500 (千円)</p> <p>(2)の算式を記入する。</p>	<p>工事種類別完成工事高 0,001,351,000 (千円)</p> <p>(1)の額を記入する。</p>				
<p>完成工事高 計 算 表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%;">審査対象事業年度の 前審査対象事業年度</td> <td style="width:50%;">320,000 × 12/12 = 320,000</td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度</td> <td>370,000 × 12/12 = 370,000</td> </tr> </table>	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	320,000 × 12/12 = 320,000	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	370,000 × 12/12 = 370,000	<p>(消滅会社)</p> <p>第〇〇期 480,000 × 12/12 = 480,000</p> <p>第△△期 240,000 × 12/12 = 240,000</p> <p>第□□期 260,000 × 9/12 = 195,000</p>	<p>(4)の算式を記入する。</p> <p>(5)の算式を記入する。</p> <p>(6)の算式を記入する。</p>
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	320,000 × 12/12 = 320,000					
審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	370,000 × 12/12 = 370,000					
<p>(3)の算式を記入する。</p>	<p>余白部分に消滅会社における完成工事高の 算式を記入する。</p>					

その他の審査項目（社会性等）

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

雇用保険加入の有無 4 1 3 [1.有、2.無、3.適用除外]

健康保険加入の有無 4 2 3 [1.有、2.無、3.適用除外]

厚生年金保険加入の有無 4 3 3 [1.有、2.無、3.適用除外]

建設業退職金共済制度加入の有無 4 4 3 [1.有、2.無]

退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無 4 5 3 [1.有、2.無]

法定外労働災害補償制度加入の有無 4 6 3 [1.有、2.無]

若年技術職員の継続的な育成及び確保 4 7 3 [1.該当、2.非該当]

新規若年技術職員の育成及び確保 4 8 3 [1.該当、2.非該当]

CPD単位取得数 4 9 3 0 0 0 0 0 0 (単位) 技術者数 11 0 0 0 0 (人)

技能レベル向上者数 5 0 3 0 0 0 0 0 (人) 技能者数 9 0 0 0 0 (人) 控除対象者数 15 0 0 0 0 (人)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況 5 1 3 [1.えるぼし認定(1段階目)、2.えるぼし認定(2段階目)、3.えるぼし認定(3段階目)、4.プラチナえるぼし認定、5.非該当]

次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況 5 2 3 [1.くるみん認定、2.トライくるみん認定、3.プラチナくるみん認定、4.非該当]

青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況 5 3 3 [1.ユースエール認定、2.非該当]

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況 5 4 3 [1.「全ての建設工事で実施」に該当、2.「全ての公共工事で実施」に該当、3.非該当]

【項番42】健康保険の被保険者の適用除外の承認を受けて、全国土木建築国民健康保険組合、兵庫県建設国民健康保険(建設国保)等の加入している場合は、「3.適用除外」とする。

【項番45】どちらか一方でも導入している場合は「1」、どちらも導入していない場合は「2」

技術職員名簿(2005年帳票)に記載されている職員の人数及び記載されている職員のうち、あてはまる職員の人数を記入。

【項番47】若年技術職員の割合(B/A)が15%以上のときは「1」
【項番48】審査対象期間に新規で技術職員となった満35歳未満の割合が1%以上のときは「1」

※小数点第2位以下を切り捨て。

技術職員数(A)	若年技術職員数(B)	若年技術職員の割合(B/A)
(人)	(人)	
新規若年技術職員数(C)		新規若年技術職員の割合(C/A)
(人)		

【項番49】【項番50】様式第4号、様式第5号の記載要領を参照。

【項番54】様式第6号の記載要領を参照。

建設業の営業継続の状況

営業年数 5 5 3 5 (年) 初めて許可(登録)を受けた年月日は必ず記入。建設業の許可(登録)を最初に受けた時から審査基準日までの年数を記入。

民事再生法又は会社更生法の適用の有無 5 6 3 [1.有、2.無]

※休業期間・廃業期間・許可切れ期間等を記入。 ※組織変更・合併等を具体的に記入。

初めて許可(登録)を受けた年月日 令和 年 月 日	休業等期間 年 月	備考(組織変更等)
再生手続又は更生手続開始決定日 令和 年 月 日	再生計画又は更生計画認可日 令和 年 月 日	再生手続又は更生手続終了決定日 令和 年 月 日

防災活動への貢献の状況

防災協定の締結の有無 5 7 3 [1.有、2.無]

※再生・更生期間中か否かを問わず、改正後に適用を受けた場合記入。

法令遵守の状況

営業停止処分の有無 5 8 3 [1.有、2.無]

指示処分の有無 5 9 3 [1.有、2.無]

【項番58】【項番59】審査対象年度に、営業停止・指示処分を受けた場合は「1」

【項番60】1. 監査報告書において無限適正意見、限定付適正意見がされた場合加減点。
2. 会計参与を設置し、会計参与報告書が作成されている場合加減点。
3. 公認会計士等(*)が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出した場合加減点。
※(*)公認会計士、税理士、1級登録経理試験の合格者で常勤職員(審査基準日に在籍)である者。

建設業の経理の状況

監査の受審状況 6 0 3 [1.会計監査人の設置、2.会計参与の設置、3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4.無]

公認会計士等の数 6 1 3 5 (人)

二級登録経理試験合格者等の数 6 2 3 5 (人)

常勤職員(審査基準日に在籍)である者のうち、以下の合計を記入。
【項番61】
①公認会計士(公認会計士法第29条の規定による研修を受講した者)
②税理士(所属税理士会が認定する研修を受講した者)
③1級登録経理試験に合格した者で、合格した翌年度開始の日から審査基準日まで5年を経過していない者
④1級登録経理講習を受講した者で、受講した翌年度開始の日から審査基準日まで5年を経過していない者
【項番62】
①2級登録経理試験に合格した者で、合格した翌年度開始の日から審査基準日まで5年を経過していない者
②2級登録経理講習を受講した者で、受講した翌年度開始の日から審査基準日まで5年を経過していない者

研究開発の状況

研究開発費(2期平均) 6 3 3 0 0 0 0 0 0 (千円)

【項番63】項番60で「1.会計監査人の設置」を選択した会社以外は「0」を記入。決算期が12ヶ月に満たない場合等の「研究開発費」は完成工事高と同じ方法で換算して算出する。

審査対象事業年度	前年度(審査対象事業年度の前年度)
(千円)	(千円)

建設機械の保有状況

建設機械の所有及びリース台数 6 4 3 5 (台)

【項番64】対象となる建設機械の所有又はリース契約台数を記入。建設機械の確認は、兵庫県様式第1号の記載要領を参照。

国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況

エコアクション21の認証の有無 6 5 3 [1.有、2.無]

ISO9001の登録の有無 6 6 3 [1.有、2.無]

ISO14001の登録の有無 6 7 3 [1.有、2.無]

【項番65】【項番66】【項番67】審査基準日において、国又は国際標準化機構が定めた規格による認証や登録の有無を記入する。ただし、以下のいずれかに該当する場合は加減点対象とならないので「2」とする。
・認証や登録範囲に建設業(申請業種)が含まれていない。
・建設業法上の営業所が全て含まれていない。

記載要領

- 1 で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば のように右詰めで記入すること。
- 2 「雇用保険加入の有無」の欄は、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったことについての資格取得届を公共職業安定所の長に提出している場合は「1」を、提出していない場合は「2」を、従業員が1人もいないため雇用保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 3 「健康保険加入の有無」の欄は、従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 4 「厚生年金保険加入の有無」の欄は、従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 5 「建設業退職金共済制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、勤労者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 6 「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」の欄は、審査基準日において、次のいずれかに該当する場合は「1」を、いずれにも該当しない場合は「2」を記入すること。
 - (1) 労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあること又は退職手当に関する事項についての規則が定められていること。
 - (2) 勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約が締結されていること。
 - (3) 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されていること。
 - (4) 厚生年金基金が設立されていること。
 - (5) 法人税法（昭和40年法律第34号）に規定する適格退職年金の契約が締結されていること。
 - (6) 確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）に規定する確定給付企業年金が導入されていること。
 - (7) 確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に規定する企業型年金が導入されていること。
- 7 「法定外労働災害補償制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、（公財）建設業福祉共済団、（一社）全国建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、（一社）全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく保険給付の基因となった業務災害及び通勤災害（下請負人に係るものを含む。）に関する給付についての契約を、締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 8 「若年技術職員の継続的な育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員の人数が技術職員の人数の合計の15%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。また、「技術職員数」の欄には別紙二の技術職員名簿に記載した技術職員の合計人数を、「若年技術職員数」の欄には、審査基準日において満35歳未満の技術職員の人数を、「若年技術職員の割合」の欄には「若年技術職員数」の欄に記載した数値を「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。
- 9 「新規若年技術職員の育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員のうち、審査対象年内に新規に技術職員となった人数が技術職員の人数の合計の1%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。また、「新規若年技術職員数」の欄には、別紙二の技術職員名簿に記載された技術職員のうち、「新規掘載者」欄に○が付され、審査基準日において満35歳未満のもの的人数を、「新規若年技術職員の割合」欄には「新規若年技術職員数」の欄に記載した数値を前項「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。
- 10 「CPD単位取得数」の欄は、「技術者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前1年のうちに取得したCPDの単位数（ただし、算入できるCPD単位数は1人当たり30単位を上限とする。）を記載すること。また、「技術者数」の欄は、第7条の3第3号若しくは第18条の3第2項第1号に規定する者又は1級若しくは2級の第一次検定に合格した者（第18条の3第2項第1号に規定される者に該当する者を除く。）の数を記載すること。
- 11 「技能レベル向上者数」の欄は、「技能者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前3年のうちに国土交通大臣が定める建設技能者の能力評価制度により受けた評価（以下この11において「認定能力評価」という。）の区分が審査基準日の3年前の日において受けている評価の区分より1以上上位であった技能者の数を記載すること。また、「技能者数」の欄は、審査基準日において審査基準日以前3年のうちに建設工事の施工に従事した者であつて第14条の2第2号チ又は同条第4号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者の数から建設工事の施工の管理のみに従事した者の数を除いた数を、「控除対象者」欄は、審査基準日以前3年のうちに認定能力評価により評価が最上位の区分に該当するとされた者の数を記載することとする。
- 12 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく「えるぼし認定（第1段階目）」を受けている場合は「1」を、「えるぼし認定（第2段階目）」を受けている場合は「2」を、「えるぼし認定（第3段階目）」を受けている場合は「3」を、「プラチナえるぼし認定」を受けている場合は「4」を、いずれの認定も受けていない場合は「5」を記入すること。
- 13 「次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく「くるみん認定」を受けている場合は「1」を、「トライくるみん認定」を受けている場合は「2」を、「プラチナくるみん認定」を受けている場合は「3」を、いずれの認定も受けていない場合は「4」を記入すること。
- 14 「青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく「ユースエール認定」を受けている場合は「1」を、受けていない場合は「2」を記入すること。
- 15 「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の欄は、審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った工事のうち、国土交通大臣が定める建設工事以外の全ての建設工事において建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置として国土交通大臣が定めるものを実施した場合は「1」を、国土交通大臣が定める公共工事以外の全ての公共工事において当該措置を実施した場合は「2」を、いずれにも該当しない場合は「3」を記入すること。
- 16 「営業年数」の欄は、審査基準日までの建設業の営業年数（建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。ただし、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けてから営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。）を記入し、表内の年号については不要のものを消すこと。
- 17 「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」の欄は、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けていない場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。
- 18 「防災協定の締結の有無」の欄は、審査基準日において、国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定する特殊法人等）又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 19 「営業停止処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による営業の停止を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。

- 20 **5** **9** 「指示処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による指示を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。
- 21 **6** **0** 「監査の受審状況」の欄は、審査基準日において、会計監査人の設置を行つている場合は「1」を、会計参与の設置を行つている場合は「2」を、第18条の3第3項第2号イに該当する者、一級登録経理試験に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの、一級登録経理講習を受講した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの又は第18条の3第3項第2号ニに該当する者（一級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者に限る。）が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出している場合は「3」を、いずれにも該当しない場合は「4」を記入すること。
- 22 **6** **1** 「公認会計士等の数」の欄は、第18条の3第3項第2号イに該当する者、一級登録経理試験に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの、一級登録経理講習を受講した者であつて、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの及び第18条の3第3項第2号ニに該当する者の人数の合計を記入すること。
- 23 **6** **2** 「二級登録経理試験合格者等の数」の欄は、二級登録経理試験に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの、二級登録経理講習を受講した者であつて、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を超過しないもの又は第18条の3第3項第2号ニに該当する者（二級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者とされる者に限る。）の人数の合計を記入すること。
- 24 **6** **3** 「研究開発費（2期平均）」の欄は、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額の平均の額を記入すること。ただし、会計監査人設置会社以外の建設業者はカラムに「0」を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額を記入すること。
- 25 **6** **4** 「建設機械の所有及びリース台数」の欄は、審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から1年7月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する貨物自動車であつて自動車検査証（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の自動車検査証をいう。）の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレラ」又は「ダンプセミトレラ」と記載されているもの並びに労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第12条第1項第4号に掲げるつり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーン、同令第13条第3項第34号に掲げる作業床の高さが二メートル以上の高所作業車、同令別表第7第4号に掲げる締固め用機械及び同表第6号に掲げる解体用機械について、台数の合計を記入すること。
- 26 **6** **5** 「エコアクション21の認証の有無」の欄は、審査基準日において、エコアクション21の認証を取得している場合（認証範囲に建設業が含まれていない場合及び認証範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、取得されていない場合は「2」を記入すること。
- 27 **6** **6** 「ISO9001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第9001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入すること。
- 28 **6** **7** 「ISO14001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第14001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入すること。
- 記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、研究開発費（2期平均）を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。
- 記入すべき割合は、小数点第2位以下の端数を切り捨てて表示すること。

2 0 0 0 5

当事業年度開始日の直前1年以内に当社の技術職員となった者に○を付す。

審査基準日時点の満年齢を記入する。

技術職員名簿

頁

項番
数 8 1

頁

← 技術職員名簿が3枚目の場合は「003」を記入する。

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード			有資格区分コード			講習受講			監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数					
					3	5	1	2	4	10	1	3	2							
1	○	神戸 三郎	平成2年12月20日	30	8	2	0	1	2	1	4	2	0	5	2	1	4	2	第〇〇〇〇〇〇〇号	28
2		兵庫 次郎	昭和40年6月30日	55	8	2	0	1	1	1	3	1	1	7	1	1	3	1		
3		鈴木 太郎	昭和35年2月28日	61	8	2	0	1	1	4	1	2	0	2	2	3	8	2	第〇〇〇〇〇〇〇号	30
4		神戸 一郎	昭和20年10月1日																	

※技術職員名簿は、年齢の若い順に記載してください。

(例)「公益社団法人空気調和・衛生工学会」によって取得を認定された場合、 $480(\text{単位}) \div 50(\text{告示別表第18の右欄に掲げられている数値}) \times 30 = 28.8$
 しかし、計算された各技術者のCPD単位数に小数点以下の端数がある場合、これを切り捨て「28」となる。

(例)「一般財団法人建設業振興基金」によって取得を認定された場合、 $180(\text{単位}) \div 12(\text{告示別表第18の右欄に掲げられている数値}) \times 30 = 450$
 しかし、各技術者のCPD単位の上限は30のため、「30」となる。

※審査基準日以前1年間に取得したCPD単位が対象です。

○ 審査基準日時点の状況について申請してください。

○ この技術職員は、建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者又は、規則第18条の3第2項第2号に規定する登録基幹技能者講習を修了した者(基幹技能者)であって、審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されているもの(法人の場合は常勤役員、個人の場合は事業主を含む)をいい、労務者(常用労務者を含む)又はこれに準ずる者を除き、建設業に従事する者に限られます。

○ 技術職員1人につき2業種まで申請できます。
 (2業種の考え方)

- ・ 1資格から2業種選択でもOK
 例: 土木施工管理技士→土木・とび
 この場合、同じ有資格区分コードを2箇所に入力
- ・ 2資格から1業種ずつ選択でもOK
 例: 土木施工管理技士・建築施工管理技士→土木・建築
- ・ 1つの業種について、2つの資格で申請することはできません。

【例: ×申請できません 管(09)→2級管工事(230)・配管工(1級)(176)】
 【 ×申請できません 土(01)→1級土木施工(113)・2級土木施工(214)】

○ 監査役は、会社法上、取締役や使用人等を兼ねることができないため、技術職員名簿に記載することはできません。

○ 雇用期間が限定されている者のうち、審査基準日において高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条第1項第2号に規定する継続雇用制度の適用を受けているもの(65歳以下の者に限る)については、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者とみなします。この場合、「継続雇用の適用を受けている技術職員名簿(様式は目次参照)」を併せて提出してください。

○ 審査基準日以降に取得した資格は記入できません。

○ 実務経験についても、審査基準日に条件を満たしていることが必要です。

満年齢について

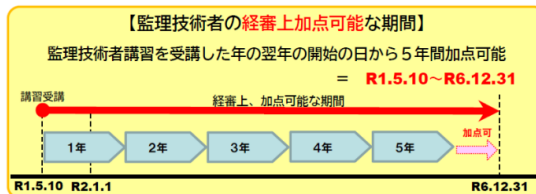
年齢計算にあたっては、誕生日の前日が満年齢となります。前日に年を取るようになりますので、ご注意ください。

(例) 審査基準日: 令和 3年3月31日
 生年月日: 昭和61年3月31日 → 35歳 } = 満35歳以上
 昭和61年4月 1日 → 35歳
 昭和61年4月 2日 → 34歳 = 満35歳未満

「講習受講」欄について

申請する業種について、次の①から③の要件を全て満たす場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入

- ① 法第15条第2号イに該当する者であること(1級国家資格者相当)
- ② 監理技術者資格者証の交付を受けていること(審査基準日時点で有効であること)
- ③ 法第26条の4から6の規定による講習について、講習修了した日が審査基準日より前の日付かつ審査基準日が講習修了した日の属する年の翌年から5年以内に含まれていること



上記①であることの証明となる資格者証等の写しに加え、監理技術者資格者証、監理技術者講習修了証の写し等が必要。

記載要領

- この名簿は、**04**「審査基準日」に記入した日（以下「審査基準日」という。）において在籍する技術職員（第18条の3第2項第1号から第3号に該当する者。以下同じ。）に該当する者全員について作成すること。なお、一人の技術職員につき技術職員として申請できる建設業の種類は2までとする。
- 0000**で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば**0012**のように右詰めで記入すること。
- 81**「頁数」の欄は、頁番号を記入すること。例えば技術職員名簿の枚数が3枚目であれば**003**12枚目であれば**012**のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 「新規掲載者」の欄は、審査対象年内に新規に技術職員となった者につき、○印を記入すること。
- 「審査基準日現在の満年齢」の欄は、当該技術職員の審査基準日時点での満年齢を記入すること。
- 「業種コード」の欄は、経営規模等評価等対象建設業のうち、技術職員の数の算出において対象とする建設業の種類を次の表から2つ以内で選び該当するコードを記入すること。

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
01	土木一式工事業	11	鋼構造物工事業	21	熱絶縁工事業
02	建築一式工事業	12	鉄筋工事業	22	電気通信工事業
03	大工工事業	13	舗装工事業	23	造園工事業
04	左官工事業	14	しゅんせつ工事業	24	さく井工事業
05	とび・土工工事業	15	板金工事業	25	建具工事業
06	石工事業	16	ガラス工事業	26	水道施設工事業
07	屋根工事業	17	塗装工事業	27	消防施設工事業
08	電気工事業	18	防水工事業	28	清掃施設工事業
09	管工事業	19	内装仕上工事業	29	解体工事業
10	タイル・れんが・ブロック工事業	20	機械器具設置工事業		

- 「有資格区分コード」の欄は、技術職員が保有する資格のうち、「業種コード」の欄で記入したコードに対応する建設業の種類に係るものについて別表（四）及び別表（五）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
- 「講習受講」の欄は、法第15条第2号イに該当する者が、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている場合であつて、法第26条の6から第26条の8までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。
- 「監理技術者資格者証交付番号」の欄は、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている者についてその交付番号を記載すること。
- 「CPD単位取得数」の欄は、第7条の3第3号若しくは第18条の3第2項第1号に規定する者または1級若しくは2級の第一次検定に合格した者が、審査基準日から1年以内に取得したCPD（建設工事の施工の管理に従事する者を対象としてその能力の向上を目的として行われる継続学習をいう。以下同じ。）の単位数（ただし、算入できるCPD単位数は一人当たり30単位を上限とする。）を記載すること。

CPD 単位取得数（告示別表第18）

CPD 認定団体	数値	CPD 認定団体	数値
公益社団法人空気調和・衛生工学会	50	公益社団法人日本建築士会連合会	12
一般財団法人建設業振興基金	12	公益社団法人日本造園学会	50
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	50	公益社団法人日本都市計画学会	50
一般社団法人交通工学研究会	50	公益社団法人農業農村工学会	50
公益社団法人地盤工学会	50	一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	12
公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター	20	公益社団法人日本建築家協会	12
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50	一般社団法人日本建設業連合会	12
一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20	一般社団法人日本建築学会	12
一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	20	一般社団法人建築設備技術者協会	12
一般社団法人全日本建設技術協会	25	一般社団法人電気設備学会	12
土質・地質技術者生涯学習協議会	50	一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会	12
公益社団法人土木学会	50	公益財団法人建築技術教育普及センター	12
一般社団法人日本環境アセスメント協会	50	一般社団法人日本建築構造技術者協会	12
公益社団法人日本技術士会	50		

審査基準日以前6か月を超える日の考え方

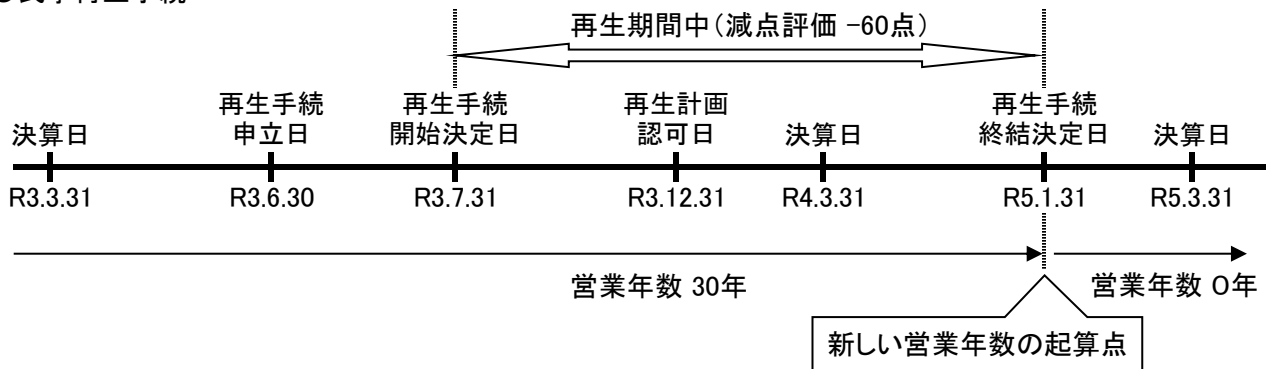
1. 審査基準日（決算日）の前日を起算日とする。
2. 起算日の6か月前の月の応当日の翌日を6か月前とする。ただし、応当日が存在しない場合には翌月の初日を6か月前とする。
3. 6か月前の前日を6か月と1日前とする。

審査基準日	6か月と1日前
令和3年4月30日	令和2年10月29日
令和3年5月31日	令和2年11月30日
令和3年6月30日	令和2年12月29日
令和3年7月31日	令和3年1月30日
令和3年8月31日	令和3年2月28日
令和3年9月30日	令和3年3月29日
令和3年10月31日	令和3年4月30日
令和3年11月30日	令和3年5月29日
令和3年12月31日	令和3年6月30日
令和4年1月31日	令和3年7月30日
令和4年2月28日	令和3年8月27日
令和4年3月31日	令和3年9月30日

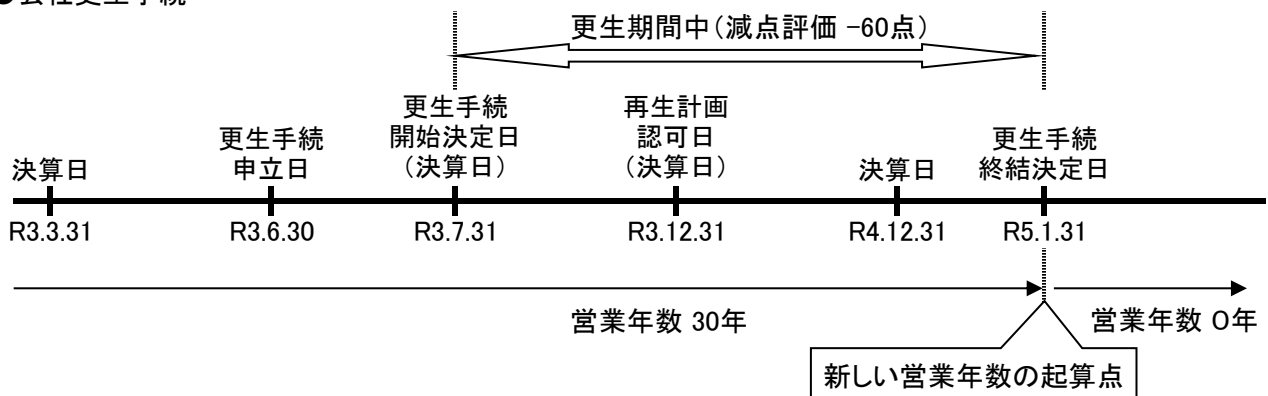
審査基準日	6か月と1日前
令和4年4月30日	令和3年10月29日
令和4年5月31日	令和3年11月30日
令和4年6月30日	令和3年12月29日
令和4年7月31日	令和4年1月30日
令和4年8月31日	令和4年2月28日
令和4年9月30日	令和4年3月29日
令和4年10月31日	令和4年4月30日
令和4年11月30日	令和4年5月29日
令和4年12月31日	令和4年6月30日
令和5年1月31日	令和4年7月30日
令和5年2月28日	令和4年8月27日
令和5年3月31日	令和4年9月30日

営業年数30年の会社が法的整理を行った場合のイメージ図

●民事再生手続



●会社更生手続



(切り取り線)

(兵庫県様式第1号)

建設機械の保有状況一覧表

建設業許可番号

商号又は名称

通番	建設機械の区分	アタッチメントの種類	自重 (単位:トン)	バケット容量 (単位:m ³)	作業床の高さ (単位:m)	つり上げ 荷重 (単位:トン)	メーカー名	型式	製造・車体番号	所有・ リース 等の別	購入日・リース等契約期間	自動更新 条項の 有無	自主点検 の有無	自家・営業 の別
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														

※記載にあたっては、裏面を参照してください。

リース（レンタル）契約書において審査基準日から1年7か月以上の契約期間が定められていない建設機械（上記
番）
については、自動更新条項を適用し、審査基準日から1年7か月以上の期間、使用することを誓約します。

令和 年 月 日

商号又は名称

代表者名

(記載要領及び記載例)
建設機械の保有状況一覧表

建設業許可番号 (般-01)第119913号

商号又は名称 (株)鈴木組

通番	建設機械の区分	アタッチメントの種類	自重 (単位:トン)	バケット容量 (単位:m ³)	作業床の高さ (単位:m)	つり上げ 荷重 (単位:トン)	メーカー名	型式	製造・車体番号	所有・ リース 等の別	購入日・リース等契約期間	自動更新 条項の 有無	自主点検 の有無	自家・営業 の別
1	ショベル系掘削機	バックホウ					〇〇建機	A-000B2	1111111	所有	平成2年2月2日		有	
2	ブルドーザー		4トン				△△リース	111-2A3	1234567	所有	平成25年1月1日		有	
3	トラクターショベル			1.3m ³			□□重機	C-567D	2222222	リース	R2.12.1~R4.11.30	有	有	
4	ダンプ車						▽▽自動車	LG-FV50Y	5555555	リース	R1.10.1~R3.9.30	有	有	営業
5	移動式クレーン					30トン	××機械	SH2000	3333333	リース	R2.11.1~R7.10.31		有	
6	高所作業車				2.5m		△△車両	123-B1	8888888	リース	R2.12.1~R7.11.31		有	
14														
15														

リース（レンタル）契約書において審査基準日から1年7か月以上の契約期間が定められていない建設機械（上記 4 番）については、自動更新条項を適用し、審査基準日から1年7か月以上の期間、使用することを誓約します。

令和5年7月1日

商号又は名称 (株)鈴木組

代表者名 代表取締役 鈴木 太郎

※記載要領

- 「建設機械の区分」の欄は、①ショベル系掘削機、②ブルドーザー、③トラクターショベル、④モーターグレーダー、⑤締固め用機械、⑥解体用機械、⑦高所作業車、⑧ダンプ車(ダンプ車、ダンプフルトレーラ、ダンプセミトレーラ)、⑨移動式クレーンの別を記入してください。
- 「アタッチメントの種類」の欄は、ショベル系掘削機の場合に、有しているアタッチメント(ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン、パイルドライバーの別)を記入してください。締固め用機械の場合には、(ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラーの別)を記入してください。解体用機械の場合には、(ブレーカー、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機の別)を記入してください。
- 「自重(単位:トン)」の欄は、ブルドーザー、モーターグレーダーの場合に、自重の重量(〇〇トン)を記入してください。(評価対象は、ブルドーザー:自重3トン以上、モーターグレーダー:自重5トン以上)
- 「バケット容量(単位:m³)」の欄は、トラクターショベルの場合に、バケット容量(〇〇m³)を記入してください。(評価対象は、バケット容量0.4m³以上)
- 「作業床の高さ」の欄は、高所作業車の場合に、(〇〇m)を記入してください。
- 「つり上げ荷重」の欄は、移動式クレーンの場合に、つり上げ荷重(〇〇トン)を記入してください。(評価対象は、つり上げ荷重3トン以上)
- 「所有・リース等の別」欄は、「所有」、「リース」、「レンタル」の別を記入してください。
- 「自動更新条項の有無」欄は、リースあるいはレンタル契約の場合で、契約期間について自動更新条項がある場合に、「有」と記入してください。
- 「自家・営業の別」欄は、ダンプ車の場合にその別を記載してください。
- 建設機械を保有していない場合は、作成・提出は不要です。

経営事項審査該当建設機械の種類について

(兵庫県様式第1号の記載要領)

- 1 「建設機械の区分」欄には、①ショベル系掘削機、②ブルドーザー、③トラクターショベル、④モーターグレーダー、⑤締固め用機械、⑥解体用機械、⑦高所作業車、⑧ダンプ車(ダンプ車、ダンプフルトレーラ、ダンプセミトレーラ)、⑨移動式クレーン の別を記載する。

(対象となる建設機械は以下を参照)

	名 称	対 象 範 囲	(補 足)
①	ショベル系掘削機	ショベル、バックホウ、ドラグライン、コラムシエル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの	
②	ブルドーザー	自重が 3 トン以上のもの	
③	トラクターショベル	バケット容量が 0.4 立方メートル以上のもの	
④	モーターグレーダー	自重が 5 トン以上のもの	
⑤	締固め用機械	ロードローラー(ハンドガイドローラー含む)、タイヤローラー、振動ローラー	
⑥	解体用機械	ブレーカー、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機	※ベースマシンに解体用アタッチメントを装着して解体用機械として使用する場合、複数の特定自主検査記録表に同一のベースマシンが記載されている場合は、重複するものとして加点対象とならない。
⑦	高所作業車	作業床の高さが2メートル以上のもの	
⑧	ダンプ車	自動車検査証の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの	※土砂等の運搬が可能な全てのダンプが対象。ただし、備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」等の記載があり、土砂等の運搬が制限されている車両、貨物自動車でない場合は加点対象とならない。 また、自動車検査証の備考欄に「建」と表示されていることを要しない。
⑨	移動式クレーン	つり上げ荷重 3 トン以上のもの	

2 「メーカー名」欄には、製造メーカー名を記載する。

3 以下の欄には、次のとおり記載する。

①アタッチメントの種類

建設機械の区分	アタッチメントの種類
ショベル系掘削機	(ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシエル、クレーン又はパイルドライバー)いずれかを記載する。
締固め用機械	(ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー)のいずれかを記載する。
解体用機械	(ブレーカー、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機)のいずれかを記載する。

②自重(単位:トン)

ブルドーザー、モーターグレーダーの場合は、自重を記載する。

③バケット容量(単位:m³)

トラクターショベルの場合は、バケット容量を記載する。

④作業床の高さ(単位:m)

高所作業車の場合は、〇〇mを記載する。

⑤つり上げ荷重(単位:トン)

移動式クレーンの場合は、つり上げ荷重を記載する

4 「所有又はリース」欄には、建設機械の保有状況に応じて記載する。

5 「購入日・リース契約期間」欄には、売買契約書、譲渡契約書又はリース契約書に記載する契約日又は契約期間を記載する。

6 「リース期間自動更新条項の有無」欄には、リース契約書において自動更新条項の掲載の有無に応じて記載する。

7 下欄の誓約部分は、リース契約書において審査基準日から1年7か月以上の使用期間が定められていない建設機械について、自動更新条項を適用し、審査基準日から1年7か月以上の期間、使用する場合に記名する。

技術職員名簿(付表)

□□□ 頁

申請者

通番	氏名	雇用年月日	離職年月日	社会保険等加入の有無			監理技術者		備考
				健康保険	厚生年金保険	雇用保険	資格者証有効期間	講習受講修了年月日	
1		年 月 日	年 月 日				平成 令和 年 月 日まで	平成 令和 年 月 日	
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									

(切り取り線)

- ※ 1 社会保険等加入の有無欄については、加入している場合に○を記入してください。
- 2 保険の適用除外者については「除」と記入してください。(例：健康保険75歳以上、厚生年金保険70歳以上、その他加入義務のない者)
- 3 健康保険の欄については、建設国保に加入している場合は「建」と記入してください。
- 4 雇用年月日の欄は、出向者の場合は出向年月日を記入してください。
- 5 備考欄には、代表者に「代」、取締役役に「取」、経營業務管理責任者に「経」、営業所の専任技術者に「専」、出向者に「出」と記入してください。
- 6 監査役は、会社法上、取締役や使用人等を兼ねることができないため、技術職員名簿に記載することはできません。

技術職員名簿(付表)

001 頁

申請者 (株) 鈴木組

通番	氏名	雇用年月日	離職年月日	社会保険等加入の有無			監理技術者		備考
				健康保険	厚生年金保険	雇用保険	資格者証有効期間	講習受講修了年月日	
1	神戸三郎	平成22年10月1日	—	○	○	○			
2	兵庫次郎	平成5年4月1日	令和3年3月31日	建	○	○	令和3年10月31日まで	平成28年11月1日	
3	鈴木太郎	平成5年4月1日	—	○	○	○			代経専
4	神戸一郎	昭和39年10月1日	—	○	除	除			取
5									
6									
7	「雇用年月日」について			「社会保険等加入の有無」について ・加入している場合に○を記入してください。 ・保険の適用除外者(例:健康保険:75歳以上、厚生年金保険70歳以上、その他加入義務のない者)は、「除」と記入してください。 ・健康保険について、建設国保に加入している場合は、「建」と記入してください。					
8	・1つの会社に就職・退職を繰り返している技術者については、直近の雇用年月日を記入してください。								
9	・出向者の場合は出向年月日を記入してください。								
10									
11									
12				※技術職員名簿(付表)は、年齢の若い順に記載してください。					
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									

- ※ 1 社会保険等加入の有無欄については、加入している場合に○を記入してください。
- 2 保険の適用除外者については「除」と記入してください。(例:健康保険75歳以上、厚生年金保険70歳以上、その他加入義務のない者)
- 3 健康保険の欄については、建設国保に加入している場合は「建」と記入してください。
- 4 雇用年月日の欄は、出向者の場合は出向年月日を記入してください。
- 5 備考欄には、代表者に「代」、取締役「取」、経營業務管理責任者に「経」、営業所の専任技術者に「専」、出向者に「出」と記入してください。
- 6 監査役は、会社法上、取締役や使用人等を兼ねることができないため、技術職員名簿に記載することはできません。

【経審】業種別技術職員コード表

「5」…5点（技術職員区分：1級） 「4」…4点（技術職員区分：監理補佐） 「3」…3点（技術職員区分：基幹技能者） 「2」…2点（技術職員区分：2級）
 「1」…1点（技術職員区分：その他） 「1※」…1点（実務経験3年） 「1○」…1点（実務経験5年） 「△」…審査基準日が令和3年7月1日以降の場合は技術職員として認められません

コード	業種	建設業の種類																																		
		土	PC	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	夕	鋼	橋	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	電	井	具	水	消	清	解			
001	法第7条第2号 イ 該当（指定学科卒業+実務経験）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
002	法第7条第2号 ロ 該当（10年の実務経験）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
003	法第15条第2号 ハ 該当（同号イと同等以上）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
004	法第15条第2号 ハ 該当（同号ロと同等以上）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
★	005 特第28条該当（①主任技術者要件となる資格を有し、1級技士補である者 ②監理技術者要件を満たす者）	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
建設業法（技術検定）	111 1級建設機械施工管理技士	5	5				5	5									5																			
	11F 1級建設機械施工管理技士補																																			
	212 2級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）	2	2				2	2									2																			
	21G 2級建設機械施工管理技士補（第1種～第6種）																																			
	113 1級土木施工管理技士	5	5			1※	5	5	5	1※		1※	5	5	1※	5	5		5	1※		1※		1※		1※		5		1※	5					
	11H 1級土木施工管理技士補					1※	1※	1※	1※	1※		1※		1※		1※		1※		1※	1※		1※		1※		1※		1※		1※	1※				
	214 2級土木施工管理技士	2	2			1○	2	2	2	1○		1○	2	2	1○	2	2		1○	1○		1○		1○		1○		2		1○	2					
	21J 2級土木施工管理技士補					1○	1○	1○	1○	1○		1○		1○		1○		1○		1○	1○		1○		1○		1○		1○		1○	1○				
	215 2級土木施工管理技士					1○	1○	1○	1○	1○		1○		1○		1○		2	1○		1○		1○		1○		1○		1○		1○	1○				
	21K 2級土木施工管理技士補					1○	1○	1○	1○	1○		1○		1○		1○		1○		1○	1○		1○		1○		1○		1○		1○	1○				
	216 2級土木施工管理技士					1○	2	2	1○	1○		1○		1○		1○		1○		1○	1○		1○		1○		1○		1○		1○	1○				
	21L 2級土木施工管理技士補					1○	1○	1○	1○	1○		1○		1○		1○		1○		1○	1○		1○		1○		1○		1○		1○	1○				
	120 1級建築施工管理技士			5	5	5	5	5	5			5	5	5	5		5	5	5	5	5	5	1※	5				5	1※	1※	1※	5				
	12C 1級建築施工管理技士補			1※	1※	1※	1※	1※	1※			1※		1※		1※		1※		1※	1※		1※		1※		1※		1※		1※	1※				
	221 2級建築施工管理技士			2	1○	1○	1○	1○	1○			1○		1○		1○		1○		1○	1○		1○		1○		1○		1○		1○	1○				
	222 2級建築施工管理技士			2	1○	2	2	1○	1○			2	2	2	2		1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	
	223 2級建築施工管理技士			2	2	1○	1○	2	2			2		1○		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	22D 2級建築施工管理技士補			1○	1○	1○	1○	1○	1○			1○		1○		1○		1○		1○	1○		1○		1○		1○		1○		1○	1○				
	127 1級電気工事施工管理技士										5												1※													
	12E 1級電気工事施工管理技士補																						1※													
	228 2級電気工事施工管理技士										2												1○													
	22F 2級電気工事施工管理技士補																						1○													
	129 1級管工事施工管理技士											5											1※	1※	1※				1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※
	12G 1級管工事施工管理技士補																						1※	1※	1※				1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※
	230 2級管工事施工管理技士											2											1○	1○	1○				1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○
	23A 2級管工事施工管理技士補																						1○	1○	1○				1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○
131 1級電気通信工事施工管理技士																										5										
13B 1級電気通信工事施工管理技士補																																				
232 2級電気通信工事施工管理技士																										2										
23C 2級電気通信工事施工管理技士補																																				
133 1級造園施工管理技士						1※	1※	1※	1※	1※		1※		1※		1※		1※		1※	1※		1※		1※		5	1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※	
13D 1級造園施工管理技士補						1※	1※	1※	1※	1※		1※		1※		1※		1※		1※	1※		1※		1※		1※		1※		1※	1※	1※	1※	1※	
234 2級造園施工管理技士						1○	1○	1○	1○	1○		1○		1○		1○		1○		1○	1○		1○		1○		2	1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	
23E 2級造園施工管理技士補						1○	1○	1○	1○	1○		1○		1○		1○		1○		1○	1○		1○		1○		1○		1○		1○	1○	1○	1○	1○	

(別表) (五)

外国建設業者における技術職員資格区分コード表

コード	資 格 区 分
301	土木工事業について1級技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
302	建築工事業 //
303	大工工事業 //
304	左官工事業 //
305	とび・土工事業 //
306	石工事業 //
307	屋根工事業 //
308	電気工事業 //
309	管工事業 //
310	タイル・れんが・ブロック工事業 //
311	鋼構造物工事業 //
312	鉄筋工事業 //
313	舗装工事業 //
314	しゅんせつ工事業 //
315	板金工事業 //
316	ガラス工事業 //
317	塗装工事業 //
318	防水工事業 //
319	内装仕上工事業 //
320	機械器具設置工事業 //
321	熱絶縁工事業 //
322	電気通信工事業 //
323	造園工事業 //
324	さく井工事業 //
325	建具工事業 //
326	水道施設工事業 //
327	消防施設工事業 //
328	清掃施設工事業 //
329	解体工事業 //
401	土木工事業について2級技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
402	建築工事業 //
403	大工工事業 //
404	左官工事業 //
405	とび・土工事業 //
406	石工事業 //
407	屋根工事業 //
408	電気工事業 //
409	管工事業 //
410	タイル・れんが・ブロック工事業 //
411	鋼構造物工事業 //
412	鉄筋工事業 //
413	舗装工事業 //
414	しゅんせつ工事業 //
415	板金工事業 //
416	ガラス工事業 //
417	塗装工事業 //
418	防水工事業 //
419	内装仕上工事業 //
420	機械器具設置工事業 //
421	熱絶縁工事業 //
422	電気通信工事業 //
423	造園工事業 //
424	さく井工事業 //
425	建具工事業 //
426	水道施設工事業 //
427	消防施設工事業 //
428	清掃施設工事業 //
429	解体工事業 //

コード	資 格 区 分
501	土木工事業についてその他の技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
502	建築工事業 〃
503	大工工事業 〃
504	左官工事業 〃
505	とび・土工事業 〃
506	石工事業 〃
507	屋根工事業 〃
508	電気工事業 〃
509	管工事業 〃
510	タイル・れんが・ブロック工事業 〃
511	鋼構造物工事業 〃
512	鉄筋工事業 〃
513	舗装工事業 〃
514	しゅんせつ工事業 〃
515	板金工事業 〃
516	ガラス工事業 〃
517	塗装工事業 〃
518	防水工事業 〃
519	内装仕上工事業 〃
520	機械器具設置工事業 〃
521	熱絶縁工事業 〃
522	電気通信工事業 〃
523	造園工事業 〃
524	さく井工事業 〃
525	建具工事業 〃
526	水道施設工事業 〃
527	消防施設工事業 〃
528	清掃施設工事業 〃
529	解体工事業 〃
601	登録基幹技能者講習を修了した者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当

備考

- 1 級技術者…法第15条第2号イに該当する者
- 2 級技術者…法第27条第1項の技術検定その他の法令の規定による試験で当該試験に合格することによって直ちに法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であつて1 級技術者及び登録基幹技能者講習を修了した者以外の者
- その他の技術者…法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号ハに該当する者で1 級技術者、登録基幹技能者講習を修了した者及び2 級技術者以外の者
- 登録基幹技能者講習を修了した者…省令第18条の3第2項第2号の登録を受けた講習を終了した者で1 級技術者以外の者

技術職員資格区分コード（099）に該当するもの

大工工事業	<p>1 建築工事業及び大工工事業に係る建設工事に関し 12 年以上実務の経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者</p> <p>2 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し 12 年以上実務の経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者</p>
とび・土工工事業	<p>1 土木工事業及びとび・土工工事業に係る建設工事に関し 12 年以上実務の経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者</p> <p>2 とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し 12 年以上実務の経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者</p>
屋根工事業	<p>建築工事業及び屋根工事業に係る建設工事に関し 12 年以上実務の経験を有する者のうち、屋根工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者</p>
しゅんせつ工事業	<p>土木工事業及びしゅんせつ工事業に係る建設工事に関し 12 年以上実務の経験を有する者のうち、しゅんせつ工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者</p>
ガラス工事業	<p>建築工事業及びガラス工事業に係る建設工事に関し 12 年以上実務の経験を有する者のうち、ガラス工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者</p>
防水工事業	<p>建築工事業及び防水工事業に係る建設工事に関し 12 年以上実務の経験を有する者のうち、防水工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者</p>
内装仕上げ工事業	<p>1 建築工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し 12 年以上実務の経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者</p> <p>2 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し 12 年以上実務の経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者</p>
熱絶縁工事業	<p>建築工事業及び熱絶縁工事業に係る建設工事に関し 12 年以上実務の経験を有する者のうち、熱絶縁工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者</p>
水道施設工事業	<p>土木工事業及び水道施設工事業に係る建設工事に関し 12 年以上実務の経験を有する者のうち、水道施設工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者</p>
解体工事業	<p>1 土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し 12 年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者</p> <p>2 建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し 12 年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者</p> <p>3 とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し 12 年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者</p>

工事経歴書

(建設工事の種類) 土木一式 工事 (税込・税抜)

注文者	元請 又は 下請 の別	JV の別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者		請負代金の額		工期		
					氏名	主任技術者又は 監理技術者の別 (該当箇所へレ 印を記載)		うち (・PC ・法面処理 ・鋼橋上部	着工年月	完成又は 完成予定年月	
						主任 技術者	監理 技術者				
(元請に係る完成工事)							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月	
〇〇地方整備局	元請		〇〇高架橋上部 その1工事	〇〇県 ××市	兵庫 太郎		レ	千円 680,000	千円 680,000	令和4年6月	令和5年3月
〇〇県	元請		〇〇橋梁整備工事	〇〇県 ××市	兵庫 一郎		レ	千円 300,000	千円 100,000	令和4年5月	令和5年3月
〇〇県	元請		〇〇ダム築造工事	〇〇県 ××市	兵庫 二郎		レ	千円 (100,000) 400,000	千円 (0) 0	令和4年4月	令和8年3月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
(完成工事)								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
〇〇県	下請		△△道路改良工事	〇〇県 ××市	神戸 三郎		レ	千円 200,000	千円	令和4年7月	令和4年11月
〇〇県	下請		〇〇川堤防改修工事	〇〇県 ××市	明石 四郎		レ	千円 180,000	千円	令和4年10月	令和5年2月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
(主な未成工事)								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
〇〇県	元請		国道〇〇号道路 改良工事	〇〇県 ××市			レ	千円 450,000	千円 0	令和4年12月	令和6年3月
〇〇地方整備局	元請		国道〇〇号〇〇共同 溝 その3工事	〇〇県 ××市			レ	千円 300,000	千円 0	令和4年10月	令和6年9月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月

小計	件 5	千円 1,460,000	千円 780,000	うち 元請工事	
				1,280,000 千円	780,000 千円

合計	件 70	千円 7,000,000	千円 6,000,000	うち 元請工事	
				2,000,000 千円	1,500,000 千円

記載要領

- 1 この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
- 2 「税込・税抜」については、該当するものに○を付すこと。
- 3 この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事（以下「完成工事」という。）及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事（以下「未成工事」という。）を記載すること。
記載を要する完成工事及び未成工事の範囲については、以下のとおりである。
- (1) 経営規模等評価の申請を行う者の場合
 - ① 元請工事（発注者から直接請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合にあつては、完成工事高。以下同じ。）の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
 - ② それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請負人として請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
 - ③ さらに、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。
- (2) 経営規模等評価の申請を行わない者の場合
主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。
- 4 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。
- 5 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。
- 6 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。
- 7 「JVの別」の欄は、共同企業体（JV）として行つた工事について「JV」と記載すること。
- 8 「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があつた場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。
- 9 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行つた工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記すること。
- 10 「請負代金の額」の「うち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）に掲げる略称に○を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

(一)	(二)	(三)
土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事	PC
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

- 11 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 12 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

特殊事例の取扱いについて

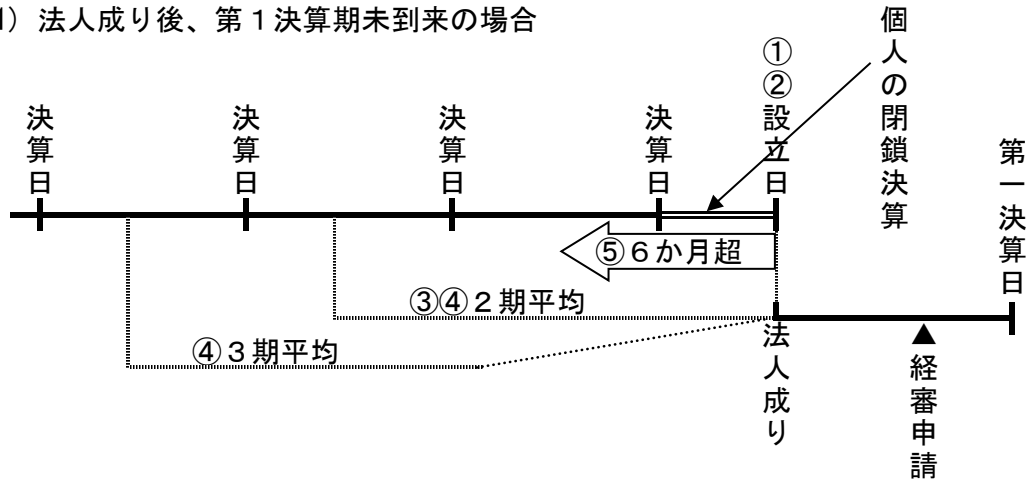
1 法人成りの場合

〔許可における前提条件〕

原則として、個人から法人への許可が営業の同一性を失うことなく組織変更を行った沿革を有すること

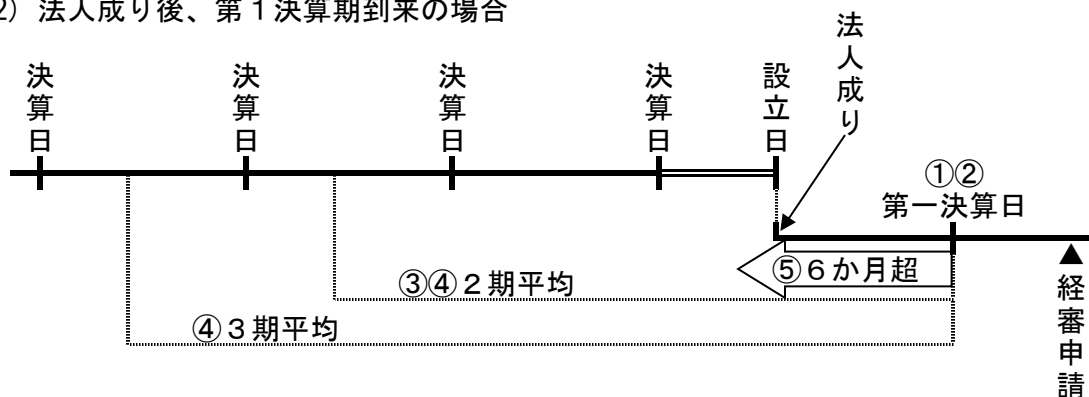
- ・ 個人事業主が新法人の代表取締役であること
- ・ 個人事業主が新法人の支配株主（発行株式数の半数以上を所有）であること
- ・ 個人事業主と新法人の事業年度が連続すること
- ・ 個人事業主が新法人の経營業務管理責任者（通常専任技術者）であること
- ・ 個人の許可が有効な間に法人の新規許可申請があること（個人許可切れ後の法人新規許可申請時は不可）

(1) 法人成り後、第1決算期末到来の場合



- ① 審査基準日：法人設立日
- ② 自己資本額：法人開始貸借対照表（資本金のみ） ※2期平均不可
- ③ 利益額：個人の閉鎖決算を含む最終2期分
- ④ 完成工事高：個人の閉鎖決算を含む最終2又は3期分
- ⑤ 技術職員数：審査基準日（法人設立日）以前6か月を超える恒常的雇用関係（個人に雇用された期間）がある者の数
- ⑥ 営業年数：個人の初めての許可年から継承

(2) 法人成り後、第1決算期到来の場合



- ① 審査基準日：法人第一決算日
- ② 自己資本額：審査基準日の数値 ※2期平均不可
- ③ 利益額：個人の閉鎖決算を含む最終2期分
- ④ 完成工事高：個人の閉鎖決算を含む最終2又は3期分
- ⑤ 技術職員数：審査基準日以前6か月を超える恒常的雇用関係（個人に雇用された期間を含む）がある者の数
- ⑥ 営業年数：個人の初めての許可年から継承

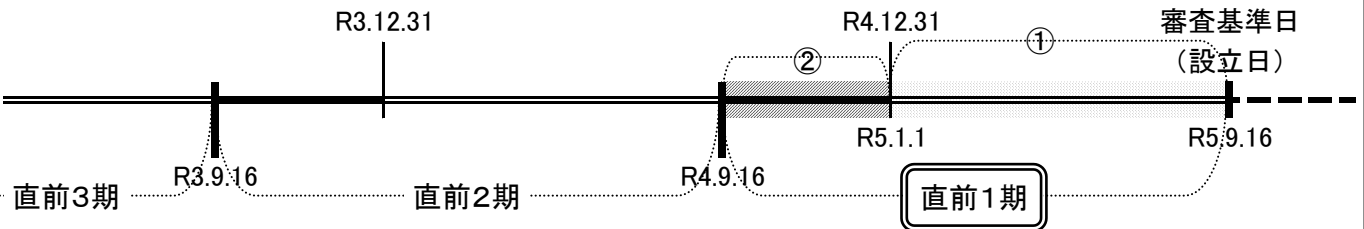
※ なお、個人の閉鎖決算に係る決算変更届の作成が必要です。

法人成りの完成工事高の按分方法

※原則として、個人から法人への許可が営業の同一性を失うことなく組織変更を行った沿革を有すること。

●第1決算期未到来の場合(例)

・法人設立日(審査基準日) → R5.9.16



① 個人の最終決算 8ヶ月と15日 (R5.1.1～R5.9.15)
 ② 個人の令和4年度決算 (R4.9.16～R4.12.31)

①を9ヶ月とする → ②は3ヶ月となる → 計12ヶ月
 ※8ヶ月を超えているため (①の完工高+R2年度の完工高×3/12)

※ 直前2期(3期も同様)

$(R4.1.1 \sim R4.12.31) \times 9/12 + (R3.1.1 \sim R3.12.31) \times 3/12$

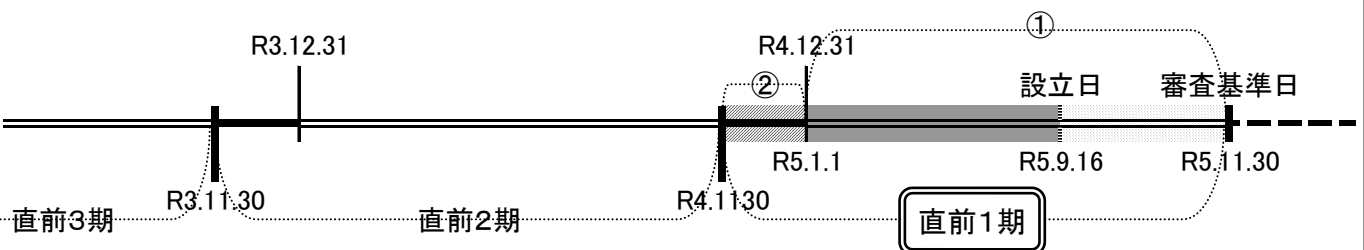
★ 2日以降設立の場合は全て繰り上げて1ヶ月とする。

(例) 9月1日設立(8ヶ月)→8ヶ月
 9月2日設立(8ヶ月と1日)→9ヶ月
 9月3日設立(8ヶ月と2日)→9ヶ月

●第1決算期到来の場合(例)

・法人設立日 → R5.9.16

・第1決算日(審査基準日) → R5.11.30



個人の最終決算(R5.1.1～R5.9.15)
 法人の第1決算(R5.9.16～R5.11.30) } ① 11ヶ月

直前1期

② 個人の令和4年度決算(R4.1.1～R4.12.31) × 1/12 → 1ヶ月

※直前2期(3期も同様)

$(R4.1.1 \sim R4.12.31) \times 11/12 + (R3.1.1 \sim R3.12.31) \times 1/12$

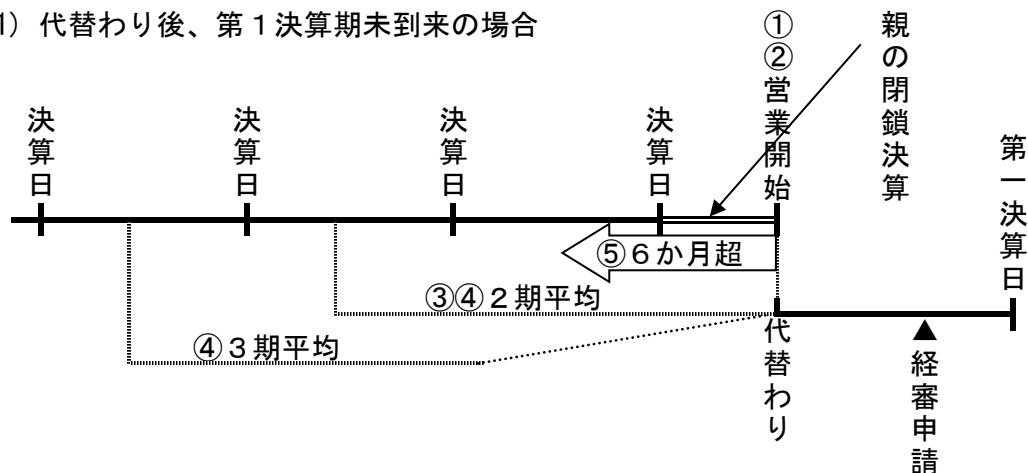
2 個人事業主の代替わりの場合

〔許可における前提条件〕

原則として、親から子（配偶者）への許可が営業の同一性を失うことなく継承された沿革を有すること

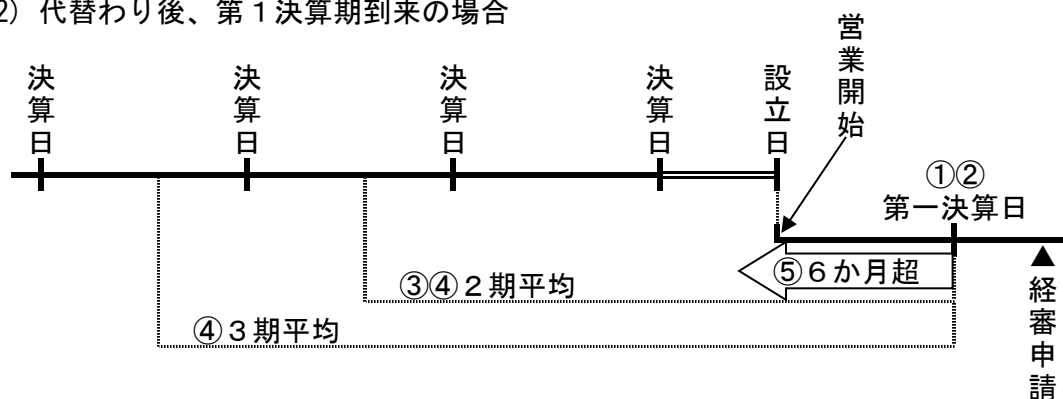
- ・ 継承を受けた者が代表者であること
- ・ 継承を受けた者が補佐証明による経營業務管理責任者（通常専任技術者）であること
- ・ 親の許可が有効な間に継承を受けた者の新規許可申請があること（親の許可切れ後の継承者の新規許可申請時は不可）

(1) 代替わり後、第1決算期未到来の場合



- ① 審査基準日：代替わり後の営業開始日
- ② 自己資本額：新規許可申請書添付の貸借対照表 ※2期平均不可
- ③ 利益額：親の閉鎖決算を含む最終2期分
- ④ 完成工事高：親の閉鎖決算を含む最終2又は3期分
- ⑤ 技術職員数：審査基準日（代替わり後の営業開始日）以前6か月を超える恒常的雇用関係（親の代に雇用された期間）がある者の数
- ⑥ 営業年数：親の初めての許可年から継承

(2) 代替わり後、第1決算期到来の場合



- ① 審査基準日：第一決算日
- ② 自己資本額：審査基準日の数値 ※2期平均不可
- ③ 利益額：親の閉鎖決算を含む最終2期分
- ④ 完成工事高：親の閉鎖決算を含む最終2又は3期分
- ⑤ 技術職員数：審査基準日以前6か月を超える恒常的雇用関係（親の代に雇用された期間を含む）がある者の数
- ⑥ 営業年数：親の初めての許可年から継承

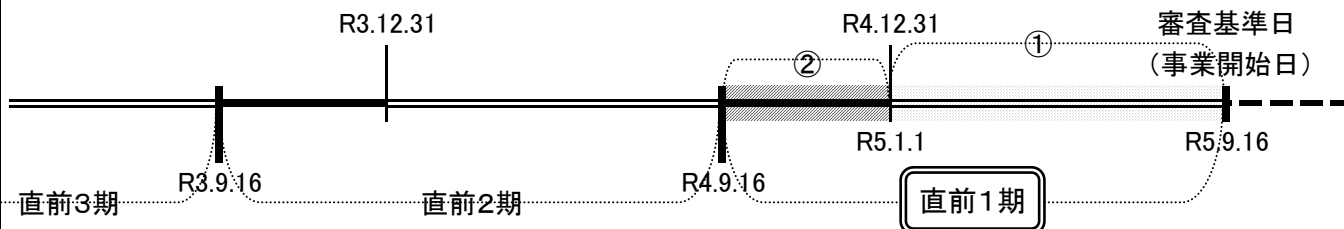
※ なお、親の閉鎖決算に係る決算変更届の作成が必要です。

個人事業主の代替わりの完成工事高の按分方法

※原則として、親から子等への許可が営業の同一性を失うことなく継承された沿革を有していること。

●第1決算期未到来の場合(例)

・事業開始日(審査基準日) → R5.9.16



① 親の最終決算 8ヶ月と15日
(R5.1.1～R5.9.15)

② 親の令和2年度決算
(R4.9.16～R4.12.31)

①を9ヶ月とする

→②は3ヶ月となる

→計12ヶ月

※8ヶ月を超えているため

(①の完工高+R2年度の完工高×3/12)

※ 直前2期(3期も同様)

$(R4.1.1 \sim R4.12.31) \times 9/12 + (R3.1.1 \sim R3.12.31) \times 3/12$

★ 2日以降継承の場合は全て繰り上げて1ヶ月とする。

(例) 9月1日継承(8ヶ月)→8ヶ月

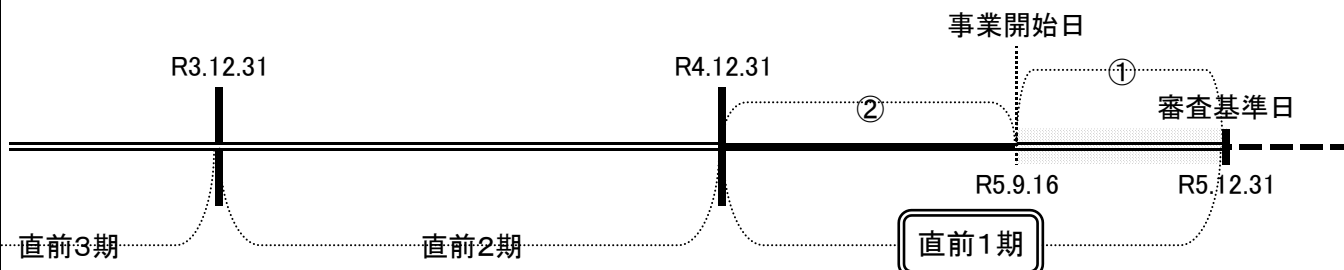
9月2日継承(8ヶ月と1日)→9ヶ月

9月3日継承(8ヶ月と2日)→9ヶ月

●第1決算期到来の場合(例)

・事業開始日 → R5.9.16

・第1決算日(審査基準日) → R5.12.31



① 子の第1決算(R5.9.16～R5.12.31)

② 親の最終決算(R5.1.1～R5.9.15)

直前1期

※直前2期

親のR2年度決算

※直前3期

親のH31年度決算

工事種類別完成工事高付表

申請者_____

審査対象建設業	完成工事高

注) 申請者のうち次の申出をしようとする者については、その申出の額をそのまま審査対象建設業ごとに記載すること。

- (1) 一式工事業に係る建設工事の完成工事高を一式工事業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高に加えて申し出ようとする者。
- (2) 一式工事業以外の建設業に係る完成工事高についても(1)と同様の方法により計算して申し出ようとする者。

経理処理の適正を確認した旨の書類

私は、建設業法施行規則第 18 条の 3 第 3 項第 2 号の規定に基づく確認を行うため、〇〇〇の令和×年×月×日から令和×年×月×日までの第×期事業年度における計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表について、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌され作成されたものであること及び別添の会計処理に関する確認項目の対象に係る内容について適正に処理されていることを確認しました。

兵庫県知事 様

令和 年 月 日

商号又は名称
所属・役職

氏 名

以上

別添

建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目

項目	内容
全体	<p>前期と比較し概ね20%以上増減している科目についての内容を検証する。特に次の科目については、詳細に検証し不適切なものが含まれていないことを確認した。</p> <p>受取手形、完成工事未収入金等の営業債権 未成工事支出金等の棚卸資産 貸付金等の金銭債権 借入金等の金銭債務 完成工事高、兼業事業売上高 完成工事原価、兼業事業売上原価 支払利息等の金融費用</p>
預貯金	残高証明書又は預金通帳等により残高を確認している。
金銭債権	<p>営業上の債権のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。</p> <p>営業上の債権以外の債権でその履行時期が1年以内に到来しないものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。</p> <p>受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額がある場合、これを注記している。</p>
貸倒損失 貸倒引当金	<p>法的に消滅した債権又は回収不能な債権がある場合、これらについて貸倒損失を計上し債権金額から控除している。</p> <p>取立不能のおそれがある金銭債権がある場合、その取立不能見込額を貸倒引当金として計上している。</p> <p>貸倒損失・貸倒引当金繰入額等がある場合、その発生の態様に応じて損益計算上区分して表示している。</p>
有価証券	<p>有価証券がある場合、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、その他有価証券に区分して評価している。</p> <p>売買目的有価証券がある場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は営業外損益としている。</p> <p>市場価格のあるその他有価証券を多額に保有している場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は洗替方式に基づき、全部純資産直入法又は部分純資産直入法により処理している。</p> <p>時価が取得価額より著しく下落し、かつ、回復の見込みがない市場価格のある有価証券（売買目的有価証券を除く。）を保有する場合、これを時価で評価し、評価差額は特別損失に計上している。</p> <p>その発行会社の財政状態が著しく悪化した市場価格のない株式を保有する場合、これについて相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理している。</p>
棚卸資産	原価法を採用している棚卸資産で、時価が取得原価より著しく低く、かつ、将来回復の見込みがないものがある場合、これを時価で評価している。
未成工事支出金	<p>発注者に生じた特別の事由により施工を中断している工事で代金回収が見込めないものがある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。</p> <p>施工に着手したものの、契約上の重要な問題等が発生したため代金回収が見込めない工事がある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。</p>
経過勘定等	<p>前払費用と前払金、前受収益と前受金、未払費用と未払金、未収収益と未収金は、それぞれ区別し、適正に処理している。</p> <p>立替金、仮払金、仮受金等の項目のうち、金額の重要なもの又は当期の費用又は収益とすべきものがある場合、適正に処理している。</p>
固定資産	<p>減価償却は経営状況により任意に行うことなく、継続して規則的な償却を行っている。</p> <p>適用した耐用年数等が著しく不合理となった固定資産がある場合、耐用年数又は残存価額を修正し、これに基づいて過年度の減価償却累計額を修正し、修正額を特別損失に計上している。</p> <p>予測することができない減損が生じた固定資産がある場合、相当の減額をしている。</p> <p>使用状況に大幅な変更があった固定資産がある場合、相当の減額の可能性について検討している。</p> <p>研究開発に該当するソフトウェア制作費がある場合、研究開発費として費用処理している。</p> <p>研究開発に該当しない社内利用のソフトウェア制作費がある場合、無形固定資産に計上している。</p> <p>遊休中の固定資産及び投資目的で保有している固定資産で、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。</p> <p>時価のあるゴルフ会員権につき、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。</p> <p>投資目的で保有している固定資産がある場合、これを有形固定資産から控除し、投資その他の資産に計上している。</p>
繰延資産	<p>資産として計上した繰延資産がある場合、当期の償却を適正に行っている。</p> <p>税法固有の繰延資産がある場合、投資その他の資産の部に長期前払費用等として計上し、支出の効果の及ぶ期間で償却を行っている。</p>
金銭債務	<p>金銭債務は網羅的に計上し、債務額を付している。</p> <p>営業上の債務のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを適正な科目で表示している。</p> <p>借入金その他営業上の債務以外の債務でその支払期限が1年以内に到来しないものがある場合、これを固定負債の部に表示している。</p>

未成工事受入金	引渡前の工事に係る前受金を受領している場合、未成工事受入金として処理し、完成工事高を計上していない。ただし、工事進行基準による完成工事高の計上により減額処理されたものを除く。
引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。
	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
退職給付債務 退職給付引当金	確定給付型退職給付制度（退職一時金制度、厚生年金基金、適格退職年金及び確定給付企業年金）を採用している場合、退職給付引当金を計上している。
	中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出型年金制度を採用している場合、毎期の掛金を費用処理している。
その他の引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。
	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
法人税等	法人税、住民税及び事業税は、発生基準により損益計算書に計上している。
	法人税等の未払額がある場合、これを流動負債に計上している。
	期中において中間納付した法人税等がある場合、これを資産から控除し、損益計算書に表示している。
消費税	決算日における未払消費税等（未収消費税等）がある場合、未払金（未収入金）又は未払消費税等（未収消費税等）として表示している。
税効果会計	繰延税金資産を計上している場合、厳格かつ慎重に回収可能性を検討している。
	繰延税金資産及び繰延税金負債を計上している場合は、その主な内訳等を注記している。
	過去3年以上連続して欠損金が計上されている場合、繰延税金資産を計上していない。
純資産	純資産の部は株主資本と株主資本以外に区分し、株主資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金に区分し、また、株主資本以外の各項目は、評価・換算差額等及び新株予約権に区分している。
収益・費用の計上 （全般）	収益及び費用については、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用を計上している。
	原則として、収益については実現主義により、費用については発生主義により認識している。
工事収益 工事原価	適正な工事収益計上基準（工事完成基準、工事進行基準、部分完成基準等）に従っており、工事収益を恣意的に計上していない。
	引渡の日として合理的であると認められる日（作業を結了した日、相手方の受入場所へ搬入した日、相手方が検収を完了した日、相手方において使用収益ができることとなった日等）を設定し、その時点において継続的に工事収益を計上している。
	建設業に係る収益・費用と建設業以外の兼業事業の収益・費用を区分して計上している。ただし、兼業事業売上高が軽微な場合を除く。
	工事原価の範囲・内容を明確に規定し、一般管理費や営業外費用と峻別のうえ適正に処理している。
工事進行基準	工事進行基準を適用する工事の範囲（工期、請負金額等）を定め、これに該当する工事については、工事進行基準により継続的に工事収益を計上している。
	工事進行基準を適用する工事の範囲（工期、請負金額等）を注記している。実行予算等に基づく、適正な見積り工事原価を算定している。
	工事原価計算の手続きを経た発生工事原価を把握し、これに基づき合理的な工事進捗率を算定している。
	工事収益に見合う金銭債務「未成工事受入金」を減額し、これと計上した工事収益との減額がある場合、「完成工事未収入金」を計上している。
受取利息配当金 支払利息	協同組合から支払いを受ける事業分量配当金がある場合、これを受取利息配当金として計上していない。
JV	有利子負債が計上されている場合、支払利息を計上している。
	共同施工方式のJVに係る資産・負債・収益・費用につき、自社の出資割合に応じた金額のみを計上し、JV全体の資産・負債・収益・費用等、他の割合による金額を計上していない。
	分担施工方式のJVに係る収益につき、契約金額等の自社の施工割合に応じた金額を計上し、JV全体の施工金額等、他の金額を計上していない。
個別注記表	JVを代表して自社が実際に支払った金額と協定原価とが異なることに起因する利益は、当期の収益または未成工事支出金のマイナスとして処理している。
	重要な会計方針に係る事項について注記している。 資産の評価基準及び評価方法 固定資産の減価償却の方法 引当金の計上基準 収益及び費用の計上基準
	会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記している。
	当期において会計方針の変更等があった場合、その内容及び影響額を注記している。

(例)

CPD単位を取得した技術者名簿
(技術職員名簿に記載のある者を除く)

通番	氏名	生年月日	CPD単位
1	兵庫 花子	平成11年12月26日	28
<p>(例) 「公益社団法人空気調和・衛生工学会」によって取得を認定された場合、480 (単位) $\div 50$ (告示別表第18の右欄に掲げられている数値) $\times 30 = 28.8$ しかし、計算された各技術者のCPD単位数に小数点以下の端数がある場合、これを切り捨て「28」となる。</p>			
2	兵庫 太郎	平成9年5月13日	30
<p>(例) 「一般財団法人建設業振興基金」によって取得を認定された場合、180 (単位) $\div 12$ (告示別表第18の右欄に掲げられている数値) $\times 30 = 450$ しかし、各技術者のCPD単位の上限は30のため、「30」となる。</p>			
3	兵庫 一郎	平成8年4月15日	
<p>取得単位が「0」の場合は空欄で可</p>			
<p>※審査基準日以前1年間に取得したCPD単位が対象です。</p>			
上記技術者が取得したCPD単位の合計 (①)			58
技術職員名簿に記載のある技術職員が取得したCPD単位合計 (②)			58
CPD単位総計 (①+②)			116

別紙二「技術職員名簿」のCPD単位
取得数の合計を記入

項番49 CPD単位取得数

記載要領

- この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、建設業法第七条第二号イ、ロ若しくはハ又は同法第十五条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者又は一級若しくは二級の**第一次検定に合格した者**であって、規則別記様式第25号の14・別紙2に記載のない者について作成すること。
- 「CPD単位」の欄には、技術者がCPD認定団体によって修得を認定された単位数を、告示別表第十八の左欄に掲げるCPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、30を乗じた数値を記載すること。
なお、小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

こちらの様式第4は、二級技士補の方も記載することが出来ます。

技能者名簿

通番	氏名	生年月日	評価日	レベル向上の有無	控除対象
1	兵庫 花子	平成10年12月26日	2023年1月1日	○	
			審査基準日から3年以内		
2	兵庫 太郎	平成9年5月13日	2020年8月31日	○	
			審査基準日から3年の前の日以前		
3	兵庫 一郎	平成8年4月15日			
※認定能力基準による評価を受けていない場合は、レベル1として審査します。 (期間中にレベル1となった者はレベル向上対象とはなりません。)					
合計	3 (人)			1 (人)	1 (人)

記載要領

項番50 技能者数

項番50 技能レベル向上者数

項番50 控除対象者数

- この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前三年間に、建設工事の施工に従事した者であって、建設業法施行規則第十四条の二第二号チ又は同条第四号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者（ただし、建設工事の施工の管理のみに従事した者は除く。）について作成すること。
- 「評価日」の欄には、技能者が審査基準日以前において認定能力評価基準により評価を受けている場合、その最も新しい評価を受けた日を記載すること。
- 「レベル向上の有無」の欄には、審査基準日以前三年間に、能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の三年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者に該当する場合に、○印を記載すること。
- 「控除対象」の欄には、審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の場合に、○印を記載すること。
- 本表の最後の行には、作成対象となる技能者、「レベル向上の有無」の欄に○印が記載された者、「控除対象」の欄に○印が記載された者、それぞれの合計人数を記載すること。

記載要領

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事」
- 2 「申請区分」の欄については、カラム内に該当する数字を記入すること。
- 3 表には、許可に係る建設工事の種類に関わらず、審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った建設工事のうち、「申請区分」の欄に記入した区分が「1」の場合は日本国内における全ての建設工事について、「2」の場合は日本国内における全ての公共工事について記載すること。
なお、表中に記載する内容が該当しない場合には、「0」を記載又は空欄とすること。
- 4 「措置実施工事」とは、告示第一の四の1の(十)に掲げる建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積する為に必要な措置を実施した建設工事又は公共工事をいう。
なお、当該措置を実施した建設工事においては、以下に掲げる軽微な工事及び災害応急工事等についても、当該項目に含むものとする。
- 5 「軽微な工事」とは、建設業法施行令第一条の二第一項に掲げる建設工事をいう。
- 6 「災害応急対策」とは、防災協定に基づき行う災害応急対策若しくは既に締結されている建設工事の請負契約において当該請負契約の発注者の指示に基づき行う災害応急対策をいう。

登録経営状況分析機関一覧

国土交通大臣の登録を受けた登録経営状況分析機関は次のとおりです。
経営状況分析の申請の時期及び方法等はそれぞれの経営状況分析機関にお問い合わせください。

令和5年2月現在

登録番号	機関の名称	事務所の所在地	電話番号
1	(一財)建設業情報管理センター	東京都中央区日本橋大伝馬町14-1	03-6661-6663
2	(株)マネージメント・データ・リサーチ	熊本県熊本市中央区京町2-2-37	096-278-8330
4	ワイズ公共データシステム(株)	長野県長野市田町2120-1	026-232-1145
5	(株)九州経営情報分析センター	長崎県長崎市今博多町22	095-811-1477
7	(株)北海道経営情報センター	北海道札幌市白石区東札幌一条4-8-1	011-820-6111
8	(株)ネットコア	栃木県宇都宮市鶴田2-5-24	028-649-0111
9	(株)経営状況分析センター	東京都港区三田1-2-22	03-6685-1008
10	経営状況分析センター西日本(株)	山口県宇部市北琴芝1-6-10	0836-38-3781
11	(株)NKB	福岡県北九州市小倉北区重住3-2-12	093-982-3800
22	(株)建設業経営情報分析センター	東京都立川市柴崎町2-17-6	072-505-7533

※国土交通省のHPを参照してください。

<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1.6.bt.000091.html>

申請窓口一覧(所管土木事務所)

提出窓口は、兵庫県知事許可業者は下記の各県民局及び県民センターの土木事務所です。

国土交通大臣許可業者の申請書及び確認資料の提出は近畿地方整備局に郵送又は持参となっております(兵庫県庁は経由しません)。詳しくは、近畿地方整備局にお問い合わせください。

[兵庫県知事許可業者提出窓口]

各土木事務所	所在地	電話番号	主たる営業所の所管区域
神戸県民センター 神戸土木事務所 建設業課	〒653-0055 神戸市長田区浪松町3-2-5	078-737-2194 2195	神戸市
阪神南県民センター 西宮土木事務所 建設業課	〒662-0854 西宮市櫛塚町2-28	0798-39-1543 1545	尼崎市、西宮市、芦屋市
阪神北県民局 宝塚土木事務所 建設業課	〒665-8567 宝塚市旭町2-4-15	0797-83-3213 3193	伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町
東播磨県民局 加古川土木事務所 建設業課	〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97-1	079-421-9231 9405	明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町
北播磨県民局 加東土木事務所 まちづくり建築課	〒673-1431 加東市社字西柿1075-2	0795-42-9408 9409	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町
中播磨県民センター 姫路土木事務所 建設業課	〒670-0947 姫路市北条1-98	079-281-9566 9562	姫路市、市川町、福崎町、神河町、相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、上郡町、太子町、佐用町
但馬県民局 豊岡土木事務所 まちづくり建築課	〒668-0025 豊岡市幸町7-11	0796-26-3756	豊岡市、香美町、新温泉町、養父市、朝来市
丹波県民局 丹波土木事務所 まちづくり建築課	〒669-3309 丹波市柏原町柏原688	0795-73-3862 3863	丹波篠山市、丹波市
淡路県民局 洲本土木事務所 まちづくり建築課	〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5	0799-26-3246 3248	洲本市、淡路市、南あわじ市

[国土交通大臣許可業者の提出先]

国土交通省 近畿地方整備局建政部 建設産業第1課調査係	〒540-8586 大阪市中央区大手前3-1-41	06-6942-1141	大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県、福井県
-----------------------------------	------------------------------	--------------	------------------------------

近畿地方整備局

http://www.kkr.mlit.go.jp/kensei/sangyo/daizinkyoka_sinsa.html

(注) 行政書士法では、行政書士又は行政書士法人でない者が、他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て、業として官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することを禁止しています。